

官報

號外

明治三十三年二月七日

水曜日

印刷局

第十四回 衆議院議事速記第二十二號

明治三十三年二月六日(火曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第十九號 明治三十三年二月六日

午後一時開議

- 第一 市町村立小學校教育費國庫補助法案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 裁判所及臺灣總督府法院共助法案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 商法施行前ニ登記ナキ株式會社ノ登記ニ關スル法律案(同上) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 鐵道營業法案(同上) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第九 私設鐵道法案(同上) 第一讀會
- 第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十一 私設鐵道條例中改正法律案(田口卯吉外) 第一讀會
- 第十二 遠洋漁業獎勵法改正法律案(恒松隆慶外) 第一讀會
- 第十三 孤兒法案(橫山富次郎外) 第一讀會
- 第十四 家祿引直處分法案(千田軍之助外) 第一讀會
- 第十五 社寺上地林處分法案(出水瀧太郎外) 第一讀會
- 第十六 東京市ニ關スル法律案(堀山和夫外) 第一讀會
- 第十七 重要物產同業組合法案(恒松隆慶外) 第一讀會
- 第十八 殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律案(磯田和藏外) 第一讀會
- 第十九 蟲害地租特別處分法案(板東勘五郎外) 第一讀會
- 第二十 韓國京釜鐵道速成ニ關スル建議案(星亨外) 第一讀會
- 第二十一 多度津港開港ニ關スル建議案(堀家虎造外) 第一讀會
- 第二十二 盲啞教育ニ關スル建議案(野尻岩次郎外) 第一讀會
- 第二十三 香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案(林喬外) 第一讀會
- 第二十四 從軍新聞記者ニ關スル建議案(西原清東外) 第一讀會
- 第二十五 順德天皇御遺跡保存ニ關スル建議案(市島謙吉外) 第一讀會

(委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

巖手縣第三區選出議員名須川良平君ハ二月三日死亡ニ付本院ハ左ノ弔詞ヲ贈レリ

衆議院ハ議員名須川良平君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

議員名須川良平君死亡ニ付議長ハ其補闕選舉ヲ內務大臣ニ請求セリ

貴族院ヨリ送付セラレタル議案左ノ如シ

會計検査官懲戒法案

會計検査院法中改正法律案

船舶検査法中改正法律案

明治二十九年法律第九十二號廢止法律案

貴族院ハ政府提出本院ノ送付ニ係ル飲食物其ノ他物品取締ニ關スル法律案

賣藥規則中改正法律案及本院ノ提出ニ係ル商法中署名スヘキ場合ニ關スル

法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリタリ

工藤行幹君外二名ノ提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ樺山文

部大臣ヨリ左ノ答辯アリ

衆議院議員工藤行幹君外二名ヨリ教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ文部

大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月三日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員工藤行幹君外二名提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ

衆議院議員工藤行幹君外二名提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ

衆議院議員工藤行幹君外二名提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ

衆議院議員工藤行幹君外二名提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ

衆議院議員工藤行幹君外二名提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ

衆議院議員工藤行幹君外二名提出ニ係ル教育基金特別法ニ關スル質問ニ對シ

太平洋海底電信敷設ニ關スル建議案

委員長 木村和吉郎君

理事 內藤 守三君

離島航海補助ニ關スル建議案

委員長 廣住 久道君

理事 星野甚右衛門君

名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案

委員長 稻垣 示君

理事 前島 丈之助君

明治三十三年法律第九十八號改正法律案

委員長 松本 正友君

理事 杉下太郎右衛門君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

康有爲梁啓超放逐ニ關スル質問書

右成規ニ依リ提出候也

明治三十三年二月五日

提出者 花井 卓藏 東 眞三郎
贊成者 高梨 哲四郎 外三十名

康有爲梁啓超放逐ニ關スル質問主意書

清國亡命ノ客康有爲梁啓超ノ我國ニアルヲ以テ外交上不都合ナリトシ金圖ヲ與ヘテ同人等ヲ海外ニ放逐シタルハ事實ナリヤ若シ事實ナリトセハ同人等ノ我國ニアルハ何故ニ外交上不都合ナリヤ又幾何ノ金額ヲ與ヘタリヤ詳細ナル答辯ヲ求ム

兵卒待遇ニ關スル質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十三年二月六日

提出者 秋保 親兼 石原半右衛門 田中 正造
伊藤 伊助 小松 喜平治
贊成者 鈴木 重遠

兵卒待遇ニ關スル質問主意書

第一 一軍隊ノ階級統屬スヘキハ勿論ナリト雖モ下士官ノ兵卒ニ對スル願ル虐符ヲ極メ其古參兵ノ新兵ニ對スル亦往々粗暴ニ涉ルノ嫌ナキ能ハスト聞ク且ツ頃日各師團入營ノ新兵ニシテ或ハ脱營ヲ謀リ或ハ自殺ヲ爲ス者アリ這ハ素ヨリ彼等ノ怯懦憎ムヘシト雖モ其情狀ヲ查點セハ多少營中ノ調和共宜シキヲ失シタルモノ責ナシト云フヘカラス果シテ左様ノ嫌ナキ乎如何

第二 一在營ノ新兵ハ軍事教育ヲ受クルノ外雜務ニ忙殺セラルト聞ク例ハ下士官若クハ古參兵ノ靴ヲ磨タカ如キ事業ニ服務スルカ如シ果シテ其事アル乎如何

第三 一近來一般ニ在營ノ兵卒ヨリ其父兄ニ對シ資財ヲ請求スルノ風ヲ生ス而シテ其口實トスル所ハ伴シク營ノ糧食粗惡且不足ニシテ口腹ヲ充スニ足ラ

ス故ニ酒保等ニ就テ補食セサルヲ得ス云々ト云フニアリ然ル乎如何

第四

一營中ノ糧食ハ下士官ト兵卒トニ於テ著シキ相違アリト聞ク何ノ爲メニ然ル乎

本質問ハ素ヨリ道聽途聞敢テ深ク信スヘカラスト雖モ煙ヲ望ム必火氣ナキ能ハス若シ果シテ然ラハ明治十五年一月四日畏クモ我 皇上陛下ノ陸海軍人ヘ下シ賜ヒタル 聖勅ニ對シ恐懼セサルヲ得ス謹テ勅諭ヲ按スルニ下級ノモノハ上官ノ命ヲ承クルコト實ハ眞ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ(中略)

上級ノモノハ下級ノモノニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ

ト宣リ給リキ由是觀之上級ノ下級ニ命スルハ自己ノ命ヲ下スニアラスシテ陛下ノ大命ヲ傳フルナリ然ラハ乃チ軍務以外一言之ヲ令スル是威權ヲ弄スルナリ凡人ノ上ニ立チテ人ヲ令スル往々其弊ニ陷リ易シ故ニ斯ノ如キ道聽途聞モ或ハ其弊實ヲ生センコトヲ虞ル是レ本質問ヲ提出スル所以ナリ

右及質問候也

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮リ致シマスガ、白井哲夫君ハ舊神官配當祿處分法案ノ委員ヲ辭任シタキ旨申出ラレマシタガ、許シマシテ御異議ハゴザマイセヌカ

○議長(片岡健吉君) 是ハ議長ノ指名デ成立ツタル委員デアリマスルカラ、其補闕ニ高梨哲四郎君ヲ指名致シマス、竹内正志君ガ病氣ノタメニ在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ委員ヲ辭任セラレマシタ、是モ許シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、是モ議長ノ指名デ成立ツタル委員デアリマスルカラ、其補闕ニ內山松世君ヲ委員ニ指名致シマス、重要輸出品同業組合法中改正法律案ハ、提出者恆松隆慶君外三名ヨリ撤回シタキ旨申出デマシタガ、許シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、委員長重野謙次郎君カラ、鐵道敷設法中改正法律案ノ特別委員會ヲ此際開キタイト云フ申出ガアリマスガ、是モ許シテ御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員長栗原亮一君カラ、關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案ノ特別委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、是モ許シテ御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○安川繁成君(百九十一番) 三十一年度豫備金事後承諾ノ特別委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ……

ノ委員會ヲ開キタイト云フ申出デガアリマスガ、許シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○大ニ三輪長兵衛君(八十四番) 請願委員會ヲ是カラ開キタウゴザイマスカ

○議長(片岡健吉君) 大ニ三輪長兵衛君カラ請願委員會ヲ開キタイト云フコトデスガ、許シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○秋保親兼君(百八十一番) 政府ニ質問ヲ致サウト思ヒマスカラ、暫時登壇ヲ...

〔秋保親兼君演壇ニ登ル〕

○秋保親兼君(百八十一番) 私ハ兵卒待遇ニ關スルコトニ附キマシテ、政府ニ質問ヲ致サウト思フノデゴザイマス、其質問ノ趣意書ヲ一應朗讀致シマス

第一

一 軍隊ノ階級統屬スヘキハ勿論ナリト雖モ下士官ノ兵卒ニ對スル頗ル虐待ヲ極メ其古參兵ノ新兵ニ對スル亦往々粗暴ニ涉ルノ嫌ナキ能ハスト聞ク且ツ頃日各師團入營ノ新兵ニシテ或ハ脱營ヲ計リ或ハ自殺ヲ爲ス者アリ這ハ素ヨリ彼等ノ性懦懦ムヘシト雖モ其情狀ヲ查覈セハ多少營中ノ調和其宜シキヲ失シタルノ責ナシト謂フヘカラス果シテ右様ノ嫌ナキ乎如何

第二

一 在營ノ新兵ハ軍事教育ヲ受クルノ外雜務ニ忙殺セラルト聞ク例ハ下士官若クハ古參兵ノ靴ヲ磨クカ如キ事業ニ服務スルカ如シ果シテ其事アル乎如何

第三

一 近來一般ニ在營ノ兵卒ヨリ其父兄ニ對シ資財ヲ請求スルノ風ヲ生ス而シテ其口實トスル所ハ伴シク營中ノ糧食粗惡且不足ニシテ口腹ヲ充スニ足ラス故ニ酒保等ニ就テ補食セサルヲ得ス云々ト云フニアリ然ル乎如何

第四

一 營中ノ糧食ハ下士官ト兵卒トニ於テ著シキ相違アリト聞ク何ノ爲メニ然ル乎

本質問ハ素ヨリ道聽途聞敢テ深ク信スヘカラスト雖モ煙ヲ望ム必ス火氣ナキ能ハス若シ果シテ然ラハ明治十五年一月四日畏クモ我 皇上陛下ノ陸海軍人ヘ下シ賜ヒタル聖勅ニ對シ恐懼セサルヲ得ス謹テ 勅諭ヲ按スルニ

(中略)

上級ノモノハ下級ノモノニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲メニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞セヨト宣リ給リキ由是觀之上級ノ下級ニ命スルハ自己ノ命ヲ下スニアラスシテ

陛下ノ大命ヲ傳フルナリ然ラハ乃チ軍務以外一言之ヲ令スル是レ威權ヲ弄スルナリ凡人ノ上ニ立チテ人ヲ令スル往々其弊ニ陷リ易シ故ニ斯ノ如キ道聽途聞モ或ハ其弊實ヲ生センコトヲ虞ル是レ本質問ヲ提出スル所以ナリ右及質問候也

以上ノ趣意デゴザイマシテ、尙ホ一言致シテ置キマスルガ、本員等ノ調査ニ依リマスルト、下士官及古參兵ノ新兵ニ對シテヤリマスル所ハ、實ニ苛酷ニ過ギテ居ルト思フノデゴザイマス、此趣意書ニモアリマスル通、近來ハ糧食杯モ甚ダ粗惡ニシテ、且ツ不足ニナツテ居ルト云フコトデゴザイマス、コレカラ一日ニ何足ト云フ靴ヲ掃除サセラレ、動モスレバ横顔ヲ撲ラレ、身體ヲ蹴ラレ、實ニ苛酷ナ目ニ遭フ者ガ往々アルノデゴザイマス、他ノ事ト違ヒマシテ、軍隊ハ如何ニモ紀律ハ嚴重ニシテハナラヌト思フノデアリマスルシ、又隨分手荒クヤラナケレバ自然墮落ニナルト云フコトモアリマセウカラ、如何ニモ紀律ハ嚴重ニ且ツ手荒クヤラナケレバナラヌコトモアリマセウケレドモ、餘リ苛酷ニ失シテ居ルト思フノデゴザイマス、コレカラ近來地方ノ父兄ニ就イテ往々聽イテ見マスルト、金錢ノ請求ハ年々ニ父兄ニ餘計ニ請求シテ來ルト云フコトデアル、コレハドウ云フコトデアルト云ツテ見ルト、自然糧食ノ惡ルイタメニ酒保等ニ就イテ喫ベンケレバナラヌコトモアリ、且ツ下士官及古參兵ニ附居ラシナケレバナラヌト云フヤウナ弊害モアル、コレヲ怠ルト自然苛メラレトカ、苛責ニ逢フトカ云フヤウナ風ニナツテ居ルト云フコトガゴザイマス、又甚キハ富豪ノ子弟杯ト見マスルト、金錢ヲ貸シテ呉レト云ツテ頼マレルサウデス、コレガ矢張貸サシケレバ詰リ苛責セラルト云フヤウナ有様デアツテ實ニ惡ルイコトニナツテ居ルヤウニ聞エルデゴザイマス、コレデ此質問ノ趣意ハ、畢竟明治十五年一月四日ノ軍隊ニ出マシタ勅諭、ガ上官ノ者ハ下級ノ者ヲ悉ク慈愛ヲ本トシテ取扱ヒ、又下級ノ者ハ上官ニ對シテ決シテ失敬ナコトヲスルヤウナコトノナイヤウニセイト、斯ウ云フ勅諭ニナツテ居リマスルガ、コレデ下ノ方カラハ上ニ對シテ職務ヲ、御覽ノ如ク途中デ逢ツテモ悉ク敬禮ヲ表シテ居ルノデアアル、總テ下カラ上ニ對スル所ハ此勅諭ノ御趣意ニモ大體適ツテ居マスト思ヒマスルガ、上ノ方カラ下ニ對スル所ハ、此勅諭ノ御趣意ニ悖ツテ居リハシナイカト思フノデゴザイマス、果シテサウ云フ風ニナツテ居ルトスルナラバ、甚ダ宜シカラヌコトデアリマスルカラ、政府ハ速ニ其事實ヲ調査シテ明答セラレンコトヲ希望致スノデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ニ移リマス、議事日程ノ第一市町村立小學校教育費國庫補助法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第一 市町村立小學校教育費國庫補助法案

市町村立小學校教育費國庫補助法案

第一條 市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年度金百萬圓ヲ支出ス

第二條 補助金ノ用途及補助ノ方法等ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第三條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

スヘキ事項ニ付登記ナキモノハ本法施行ノ日より三箇月以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 本案ハ沖繩縣ニ於キマシテ、商法施行以前ニ農工銀行法ニ據リマシテ、農工銀行ノ設立ヲ致シマシテ所ガ、商法施行法ニ於キマシテ之ガ登記ヲ致シマスル手續ガ記載シテゴザイマセヌガ故ニ、登記ヲ致シマスルニ差支ヲ生ジマシテゴザイマスカラ、此法案ヲ提出致シマシタ譯デゴザイマス、ドウゾ速ニ御協賛アラント願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第六特別委員ノ選舉

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 是モ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シテ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——議事日程ノ第七鐵道營業法案第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——古市政府委員

第七 鐵道營業法案(政府提出)

鐵道營業法案

第一讀會

第一章 鐵道ノ設備及運送

第一條 鐵道ノ建設、車輛器具ノ構造及運轉ハ命令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

第二條 本法其ノ他特別ノ法令ニ規定スルモノノ外鐵道運送ニ關スル特別ノ事項ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

第三條 鐵道運輸規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 運賃ノ增加及運送取扱條件ノ變更ハ關係停車場ニ二週間以上公告シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

第五條 傳染病患者ハ主務大臣ノ定ムル規程ニ依ルニ非サレハ乗車セシムルコトヲ得ス

第六條 附添人ナキ重病者ノ乗車ハ之ヲ拒絕スルコトヲ得

第七條 火藥其ノ他爆發質危險品ハ鐵道カ其ノ運送取扱ノ公告ヲ爲シタル場合ノ外其ノ運送ヲ拒絕スルコトヲ得

第八條 鐵道ハ左ノ事項ノ具備シタル場合ニ於テハ貨物ノ運送ヲ拒絕スルコトヲ得ス

一 荷送人カ法令其ノ他鐵道運送ニ關スル規定ヲ遵守スルトキ

二 貨物ノ運送ニ付特別ナル義務ノ條件ヲ荷送人ヨリ求メサルトキ

三 運送カ法令ノ規定又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反セサルトキ

四 貨物カ成規ニ依リ其ノ線路ニ於ケル運送ニ適スルトキ

五 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基シタル運送上ノ支障ナキト

前項ノ規定ハ旅客運送ニ之ヲ準用ス

第七條 運送ニ付特別ノ設備ヲ要スル貨物ニ關シテハ鐵道ハ其ノ設備アル場合ニ限り之ヲ引受クルノ義務ヲ負フ

第八條 鐵道ハ直ニ運送ヲ爲シ得ヘキ場合ニ限り貨物ヲ受取ルヘキ義務ヲ負フ

第九條 貨物ハ運送ノ爲受取リタル順序ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ要ス但シ運輸上正當ノ事由若ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 鐵道ハ貨物ノ種類及性質ヲ明告スヘキコトヲ荷送人ニ求ムルコトヲ得若シ其ノ種類及性質ニ付疑アルトキハ荷送人ノ立會ヲ以テ之ヲ點檢スルコトヲ得

點檢ニ因リ貨物ノ種類及性質カ荷送人ノ明告シタル所ト異ナラサル場合ニ限り鐵道ハ點檢ニ關スル費用ヲ負擔シ且之カ爲生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ火藥其ノ他爆發質危險品ヲ成規ニ反シ手荷物中ニ收納シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 貨幣、有價證券其ノ他ノ高價品ニ付テハ荷送人カ運送委託ノ際其ノ物品ノ種類、性質及價格ヲ明告シ且増賃金ヲ支拂ヒタル場合ノ外鐵道ハ損害賠償ノ責ニ任セス但シ鐵道カ増賃金ノ支拂ヲ請求セサルニ因リ荷送人ニ於テ其ノ支拂ヲ爲サルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 牛馬其ノ他ノ獸類ニ付テハ荷送人カ運送委託ノ際價格ヲ明告セサルトキ又ハ明告スルモ鐵道運輸規程ニヨリ鐵道ノ請求スル増賃金ヲ支拂ハサルトキハ其ノ損害ニ付鐵道ハ鐵道運輸規程ニ定ムル最高金額迄ヲ限り賠償ノ責ニ任ス

前項賠償金額ノ制限ハ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ損害ヲ生シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第十三條 惡意又ハ重大ナル過失ニ因ラサル手荷物ノ滅失、毀損ニ付テハ鐵道ハ鐵道運輸規程ニ定ムル最高金額迄ヲ限り損害賠償ノ責ニ任ス

第十四條 運賃償還ノ債權ハ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第十五條 旅客ハ營業上別段ノ定アル場合ノ外運賃ヲ支拂ヒ乗車券ヲ受クルニ非サレハ乗車スルコトヲ得ス

第十六條 旅客カ乗車前旅行ヲ止メタルトキハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 乘車後旅行ヲ中止シタルトキハ運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第十八條 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ運送ニ著手シ又ハ之ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ旅客及荷送人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ鐵道ハ既ニ爲シタル運送ノ割合ニ應ジ運賃其ノ他ノ費用ヲ請求スルコトヲ得

第十九條 旅客ハ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ乗車券ヲ呈示シ檢査ヲ受クヘシ

第二十條 有效ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ檢査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡サ

ズルコトハ其ノ損害ニ付鐵道ハ鐵道運輸規程ニ定ムル最高金額迄ヲ限り賠償ノ責ニ任ス

第二十一條 鐵道ハ貨物ノ種類、性質、重量、體積、危險性、腐蝕性、臭氣、放射性、その他特殊ノ性質ヲ明告シ且増賃金ヲ支拂ヒタル場合ノ外鐵道ハ損害賠償ノ責ニ任セス但シ鐵道カ増賃金ノ支拂ヲ請求セサルニ因リ荷送人ニ於テ其ノ支拂ヲ爲サルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 牛馬其ノ他ノ獸類ニ付テハ荷送人カ運送委託ノ際價格ヲ明告セサルトキ又ハ明告スルモ鐵道運輸規程ニヨリ鐵道ノ請求スル増賃金ヲ支拂ハサルトキハ其ノ損害ニ付鐵道ハ鐵道運輸規程ニ定ムル最高金額迄ヲ限り賠償ノ責ニ任ス

前項賠償金額ノ制限ハ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ損害ヲ生シタル場合ニハ之ヲ適用セス

サル者ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増賃金ヲ支拂フヘシ
前項ノ場合ニ於テ乗車停車場不明ナルトキハ其ノ列車ノ出發停車場ヨリ
運賃ヲ計算ス

第二章 鐵道係員

第十九條 鐵道係員ノ職制ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 鐵道係員ノ服務規程ヲ定ム主務大臣ノ認可ヲ受クル
コトヲ要ス

第二十一條 主務大臣ハ鐵道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條 旅客及公衆ニ對スル職務ヲ行フ鐵道係員ハ一定ノ制服ヲ著ス
ヘシ

第二十三條 鐵道係員ハ職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リ又ハ失
行アリタルトキハ懲戒ヲ受ク

懲戒ハ左ノ五種トス

一 免職

二 轉職

三 減給

四 過怠金

五 譴責

懲戒ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 鐵道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ
二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 鐵道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆
ニ危害ヲ與スル虞アル所爲アリタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ三月以
下ノ重禁錮ニ處ス

第二十六條 鐵道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超エ車中ニ乗込マシメタルトキ
ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 鐵道係員旅客又ハ荷送人若ハ荷受人ト通謀シ運賃ノ一部若ハ
全部ヲ免レシメタルトキハ三年以下ノ重禁錮ニ處シ五百圓以下ノ罰金ヲ
附加ス

第二十八條 鐵道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車輛其ノ他ノ器具
ヲ踏切ニ留置シ因テ往來ヲ妨害シタルトキハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三章 旅客及公衆

第二十九條 運賃ヲ免ルルノ目的ヲ以テ左ノ所爲ヲ爲シタル者ハ五十圓以
下ノ罰金ニ處ス

一 有效ノ乗車券ナクシテ乗車シタルトキ

二 乗車券ニ指示シタルモヨリ優等ノ車ニ乗リタルトキ

三 乗車券ニ指示シタル停車場ニ於テ下車セサルトキ

第三十條 運送品類ノ種類若ハ性質ヲ詐稱シ又ハ運賃ヲ免ルルノ目的ヲ
以テ詐偽ノ所爲ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ重禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金
ニ處ス

第三十一條 鐵道運送ニ關スル法令ニ背キ火藥類其ノ他爆發質危險品ヲ託
送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 旅客左ノ所爲ヲ爲シタルトキハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

一 列車運轉中乗降シタルトキ

二 列車運轉中車輛ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキ

三 列車中旅客乗用ニ供セサル個所ニ乗リタルトキ

第三十四條 制止ヲ肯シセスシテ左ノ所爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

一 停車場其ノ他鐵道地内吸煙禁止ノ場所及吸煙禁止ノ車内ニ於テ吸煙
シタルトキ

二 婦人ノ爲ニ設ケタル待合室及車室等ニ男子安ニ立入りタルトキ

第三十五條 車内、停車場其ノ他鐵道地内ニ於テ安狀ヲ現ハシ其ノ他不良
ノ行狀ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

第三十六條 車輛、停車場其ノ他鐵道地内ノ標識揭示ヲ改竄、毀棄、撤去
シ又ハ燈火ヲ滅シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 信號機ノ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ
五十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三十八條 停車場其ノ他鐵道地内ニ安ニ立入りタル者ハ科料ニ處ス

第三十九條 暴行脅迫ヲ以テ鐵道係員ノ職務ヲ執行ヲ妨害シタル者ハ一年
以下ノ重禁錮ニ處シ五百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四十條 車内、停車場其ノ他鐵道地内ニ於テ發砲シタル者ハ二十五圓
以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 列車ニ向テ瓦石類ヲ投擲シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 第四條ノ規定ニ違反シ傳染病患者ヲ乗車セシメタル者ハ百圓
以下ノ罰金ニ處ス傳染病患者其ノ病症ヲ隠蔽シテ乘車シタルトキ亦同

前項ノ場合ニ於テ途中下車セシメタルトキト雖既ニ支拂ヒタル運賃ハ之
ヲ還付セス

第四十三條 左ノ場合ニ於テ鐵道係員ハ旅客及公衆ヲ車外又ハ鐵道地外ニ
退去セシムルコトヲ得

一 有效ノ乗車券ヲ所持セス又ハ檢査ヲ拒ミ運賃ノ支拂ヲ肯セサルト
キ

二 第三十三條第三號ノ罪ヲ犯シ鐵道係員ノ制止ヲ肯セサルトキ又ハ第
三十四條ノ罪ヲ犯シタルトキ

三 第三十五條、第三十七條ノ罪ヲ犯シタルトキ

四 其ノ他車内ニ於ケル秩序ヲ紊ルノ所爲アリタルトキ

前項ノ場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス

第四十三條 前諸條ノ犯罪及鐵道保安ニ關スル犯罪ニシテ罰金ノ刑ニ該ル
ヘキ輕罪若ハ違警罪ノ現行犯アリタルトキ被告人カ其ノ住所氏名ヲ分明
ニ告知セス又ハ逃亡ノ虞アルトキハ鐵道係員ハ司法警察官ニ之ヲ引致ス
ルコトヲ得

附則

第四十四條 本法ハ私設鐵道法ニ依ラサル私設鐵道ニハ之ヲ適用セス

第四十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

鐵道略則、鐵道犯罪罰例、明治十六年七月第二十三號布告ハ之ヲ廢止ス

(六)

(通信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 鐵道ノ營業ニ關シマスル規定ハ、明治五年ノ鐵道略則ト、明治六年發布ニナリマシタ鐵道犯罪罰例ト云フモノガ、今日マデゴザイマスガ、至テ古イモノデアル、今日ノ狀況ニ適シマセヌ、又此次ノ日程ニゴザイマスル私設鐵道條例ノ改正ニ伴ヒマシテ、整理スル點ガ——規定ヲ要スル點ガゴザイマス、ソレデ此案ヲ提出致シマシテ、鐵道ノ保安取締ヲ完全ナラシムル目的デ、之ヲ提出致シタ次第アリマス、御協賛ヲ請ヒマス

○菅野善右衛門君(二百五十八番) 政府委員ニ質問ガゴザイマス、此鐵道營業法ニ依リマスルト、其第一條ニハ鐵道ノ建設車輛器具ノ構造及運轉ハ命令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルベシト云フコトゴザイマスガ、併シ聞ク所ニ依ルト重ニ外國ノ法律ニナツテ居ルト云フコトゴザイマス、隨分重大ナル問題デアラウト思フノデゴザイマス、此命令ノ規程ガアルダラウト思ヒマスカラ、是ハ明細ニ示シテ貰ヒタイト思フ、ソレカラ第二ニハ鐵道運輸ノ規程デゴザイマス、是モ命令ヲ以テ定ムト云フコトニハナツテ居ルデハゴザイマスガ、是モ大問題デアルト私ハ思フノデゴザイマス、ソレデ此命令案ガ出來テ居ルダラウト思ヒマスカラ、委シク御説明ヲ願ヒタイ、ソレカラ尙ホ茲ニ一ツ御尋シタイコトガアル、ソレハ何デアアルカト云フト、郵便法ニ於テ彼ノ新聞雜誌ノ郵稅デゴザイマス、是ハ非常ニ其新聞雜誌ヲ保護シテ居テ、普通ノ書狀ニ較ベテ見マスルト、凡ソ量目ノ上カラ云フト現行法デモ二十何分ノ一ニナツテ居ル、此間衆議院ノ修正ニ致シマスルト二十四分ノ一ニナツテ居ル、箇數ノ上デ言フテモ六分ノ一ニナツテ居ル、斯ノ如ク減額シテ居ルモノハ何デアアルカト云フト、新聞雜誌ノ如キモノハ國家ニ大ニ利益ヲ與ヘルモノデアアルカラ、保護スルモノダラウト思ヒマス、果シテサウデアレバ郵稅ノ上ニ於テ保護シテ居ルケレドモ、其他新聞ヲ完全ナラシムルト云フ上ニ於テ、例ヘバ原稿ヲ郵送スル郵稅ノ如キ、或ハ電信ヲ以テ新聞ニ掲載セントスルモノ、如キハ、一向保護サレテ居ラナイ、又最モ世ノ中ニ迅速ニ詳細ニ報道ヲ爲サシメント欲スル所ノ問題ニ對シテ、新聞記者ニ對シテハ殊更ニ、例ヘバ愛知岐阜ノ地震トカ或ハ從軍ノ場合デアアルトカ、或ハ大演習ノ場合デアアルトカ、或ハ國家ノ組織スル所ノ大博覽會デアアルトカ、或ハ青森巖手宮城ノ如キ海嘯ノ場合デアアルトカ、或ハ盤梯山ノ噴火ダトカ、或ハ箒川ノ轉覆事件ダトカ云フヤウナ場合ニハ、新聞記者ハ乘車賃ヲ取ラズシテ乘セテ與レルガ相當デアアラウト思フ、何ゼナレバ、一方ニ於テ郵便稅ニ於テ何十分ノ一ト云フ保護ヲシテ居ルデアアルカラ、新聞紙ノ出來テシマツタモノニ保護ヲスル以上ハ、出來ナイ中ニ之ヲ完全ニ作ルト云フ上ニ於テ、國家ガ是ヲ保護スルト云フコトハ適當ノコトデアアラウト思ヒマス、然ルニ電信ニ於テ、鐵道ニ於テ、之ヲ保護セザル所以ノモノハ、如何ナル理由ノアルノデアアルカ、ソレヲ御聽シタイト思フ、詳細ニ此事ヲ聽キタイ、ソレカラ第三ニハ此案ノ第十九條ニ鐵道係員ノ職制ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムトゴザイマス、是モ如何ナル命令デ以テ定ムルデアアルカ、其案ヲ御示ヲ請ヒタイト思フ、ソレカラ二十條ニ私設鐵道ノ鐵道係員ノ服務規程ヲ定ム、主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ストアリマス、是モ如何ナル案デアアルカ、御聽シタイト思ヒマス、ソレカラ二十一條ニ主務大臣ハ鐵道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコ

トヲ得トゴザイマス、是ハ如何ナル標準ヲ御定ニナルノデアアルカ、私ハ此事ニ附イテハ大ニ意見ガアル積デアアル、何ゼナラバデス、今日ノ鐵道職員ト云フ者ハ、實ニ不完全極メテ居ルノデゴザイマス、或ル點ニ於テハ無能力ト斷言スルヲ憚ラヌ有様ニナツテ居ルノデゴザイマスカラ、ソレ故ニ是モ明細ニ御聽シタイト思フ、ソレカラ二十三條デゴザイマス、是ニハ私設鐵道係員ハ職務上ノ義務ニ違背シ、若クハ職務ヲ怠リ失行アリタルトキハ云々トゴザイマス、例ヘバ義務ニ違背シト云フ場合、職務ヲ怠ツタト云フ場合、失行アリタル場合ハ如何ナルコトヲ指スノデアアルカ、是モ御聽シタイト思フ、ソレカラ懲戒ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムトゴザイマス、此命令トハ如何ナル命令ヲ下ス積デアアルカ、御聽シタイ、ソレカラ二十四條ニ公衆ニ對シテ失行アリタルトキハ二十五圓以下ノ罰金ニ處シトゴザイマス、其失行トハ如何ナル行爲ヲ爲シタル場合ヲ指スカ、是モ詳細ニ御聽シタイト思フ、ソレカラ二十五條ニ公衆ニ危害ヲ齎スノ虞アル處爲アリタルトキハ五百圓以下ノ罰金云々トアリマスガ、其虞アルト云フ場合ハ如何ナル場合ヲ指シタルデアアルカ、之ヲ御聽シタイ、ソレカラ二十六條ニ強テ定員ヲ超エ云々ト云フコトゴザイマス、其定員トハ何等ノ規程ニ依ルノデアアルカ、御聽シタイト思フ、ソレカラ尙ホ一ツ茲ニ御尋シテ置キタイト云フトハ、鐵道ノ事變ヲ生シタル場合ニハ、其現狀ヲ持續シテ以テ官廳ノ監視ニ便ナラシムルノ法ヲ設定シテ置クト云フトハ、必要ノ問題デアアルト思フノデゴザイマス、其事變ノアツタ當時ニ官廳ノ監視ヲ俟タズシテ、夜中ニ其形跡ヲ湮滅シテシマフノ策ヲ講ジテカラニ、更ニ後トカラ見マスルナラバ、如何ナル事變ガアツタカ分ラナイヤウナ有様ニシテシマフト云フト、所謂其責任ヲ免レンガタメニ種々ノ策略ヲ講ズルト云フトガアルヤウデゴザイマス、外國ノ事變ニ鐵道ノ事變——甚シキ事變ノアツタ場合ハ、寫眞ニ取ツテ後日ノ參考ニ供スト云フトニナツテ居ルト聽イテ居ルデゴザイマス、ケレドモ我日本デハ夜中二人ノ見ナイ所デヤツテシマフテ、ソコハ斯ウデアアル、アスコハドウデアアッタト口ノ先キデ胡麻化シテシマフテ、例ヘバ學術上カラ見レバ斯ウキデアアルト言ツテ胡麻化シテシマフヤウナ惡弊ガ往々行レテ居ルデゴザイマス、是等ハ取締ノ必要ヲ認メナイ故ニ、茲ニ其案ヲ出サレナイト思ヒマスガ、是等ノ惡弊ヲ取締ル必要ナシトセバ、如何ナル理由ヲ以テ必要ナシトスル次第デアアルカ、ソレヲ御聽シタイゴザイマス、此質問ニ對シテ一々答辯アラント望ミマス

(政府委員通信省鐵道局長犬塚勝太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(犬塚勝太郎君) 唯今詳細ナル御答ヲ申上ゲルヤウニ種々ノ箇條ニ附キマシテ御尋ガゴザイマシテゴザイマスガ、御尋ノ箇條ガ大分多數ノ條項ニ涉ツテ居リマスノデ、或ハ御答致シマスル際ニ脱カシマス等ノコトゴザイマシタナラバ、又再ビ御聽ヲ願ヒタウゴザイマス、今ノ御尋ニ對シマシテ御答ヲ致シマスガ、御尋ノ第一ナル鐵道營業法ノ第一條鐵道ノ建設車輛器具ノ構造及運轉ハ命令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルト云フノハ、命令デハイケナイヤウダ、外國ノ法律ヲ以テ定メテアルサウデアアルガト云フヤウナ御尋デゴザイマシタガ……

○菅野善右衛門君(二百五十八番) 少シ述ベテ置キタイト思フ、イケナイデモアルケレドモ、其詳細ナコトヲ聽キタイ、是ト例ヲ同ウスルコトガ、幾ラモ

アリマスカラ、申上テ置ク
○政府委員(犬塚勝太郎君) 命令ニ讓リマシテ理由ハ、此鐵道ノ建設車輛器具ノ構造、又ハ運輸ノ方法等ハ鐵道ノ技術ガ日進月歩致シマスルニ依リマシテ、漸々ニ改良シナケレバナラヌモノデアリマスルガ故ニ、法律ノ如キ固定致シタル技術ヲ適用スルニ於テ、甚ダ不便デアラウト考ヘルノデゴザイマス、ノミナラズ外國ニ於キマシテモ、ドウカト申シマスルト、成ル程鐵道ノ建設等ニ附キマシテハ、多少法律ニ條項ノナイコトハアリマセヌガ、併シ多クノ例ヲ見マスルト、此建設車輛器具ノ構造及運輸等ニ關スル標準ハ、大概命令ヲ以テ定メルノガ普通デアリマス、即チ我國ニ於キマシテモ命令ノ方ヲ取リマシテ、鐵道ノ日進月歩致シマスル狀態ニ適應スル時々相當ナル規程ヲ加ヘテ往クト云フ便利ヲ得マスルメニ、命令ヲ以テ定メルコトニ致シマシタノデゴザイマスガ、此私設鐵道條例等ノ簡條ヲ御覽ニナリマスルト分リマスガ、幾分ノ規程ハ例ヘバ軌道ノ幅員デゴザイマスルトカ、踏切其他ノ場所ニ於キマスル所ノ設備ヲスルト云フヤウナ規程ハ、此次ノ日程ニ上ボッテ居リマスル所ノ私設鐵道法案中ニ掲ゲテゴザイマスガ、茲ニ提出致シマシタル所ノ行政上ニ於キマシテモ、矢張幾分カハ法律ニ讓リマシテゴザイマスガ、其詳細ノ規程ハ今申上ゲマシタ理由ニ依リマシテ、命令ニ讓ルヲ以テ便利ト致シマシタノデゴザイマス、而シテ其命令ニ規定致シマスルコトハ、如何ナル事柄ヲ規定スルコトカト云フ御尋デゴザイマスガ、是等ハ甚ダ複雑ナル問題デアリマシテ、建設車輛器具ノ構造運輸等ノコトハ、現在幾分カハ規程ガアリマスケレドモ、其規程ニモ改良ヲ加ヘナケレバナラヌ點モ澤山ゴザイマスルデアリマセウシ、サラバト云ウテ悉ク新シク規程ヲ設ケルト云フコトハ、鐵道ノ今日ノ實況ニ適シナイカモ知ラナイ、是ハ餘程深イ研究ヲ要スルト云フ考ヲ以チマシテ委員ヲ設ケマシテ、ソレノ草案ヲ拵ヘマシテ、唯今調中デアリマスノデアリマスガ、ソレモ草案デゴザイマシテ、此命令ハ斯ク斯ク斯様ノコトヲ規定スルト云フマデニ悉ク確定ハシテ居ラヌデアリマスカラ、遺憾ナガラ御尋ニ對シテ建設規程ハドレノ簡條ヲ規定スル、運輸規程ト云フノハ、ドウ云フ簡條ヲ規定スルト云フコトハ、唯今此處申上兼マスルノデゴザイマスルガ、自然此議案ガ委員ニデモ付セラレマシテ、其委員會中ニ於テ御論議ノ際ニ御參考ニナリマスルヤウナ場合ガゴザイマスルナラバ、其席ニ於キマシテ御參考ノタメニ政府委員ノ略考ヘテ居リマス所ヲ御話致シマシテモ宜シウゴザイマス、併シ今申上ゲマスヤウニ草案デゴザイマスカラシテ、ドンナ簡條デアアルカト云フコトハ、今確定致シマシタルモノトシテ御答致シマスルコトハ出來マセヌノデゴザイマス、ソレカラ第二條ノ運輸規程ニ關係致シマスル御尋デゴザイマスガ、此運輸規程モ矢張第一條ノ建設車輛器具ノ構造及運輸ニ關シマスル詳細ナル規程ト同ク命令ニ讓ルコトヲ以テ便利ト致シマシタノデゴザイマスガ、ソレハドウカト申シマスルト、鐵道ノ大體運送ニ關係致シマスル通則ハ、御承知ノ通所謂一般法ニ致シマシテハ、商法ト云フモノガゴザイマス、其次ニ特別ナル規程ノ重ナルモノハ、營業法ニ掲ゲテ、茲ニ協賛ヲ求メマス譯デゴザイマスガ、此運輸規程中ノ規程ヲ要スベシト考ヘマスル所ノ事項ハ、マダソレヨリハ極微細ニ涉リマシタ簡條デ

アリマシテ、例ヘバ乘客ノ運輸ハドウ云フ工合ニ取扱フ、貨物ノ運輸ハドウ云フ工合ニ取扱フ、又大貨物ト小貨物ハカウ云フ工合ニ區別シテ取扱フ、生獸ハドウ云フ工合ニ取扱フ、死體ハドウ云フ工合ニ運送スルト云フヤウナ、重ニ實際ノ取扱ニ關係致シマスル細カイ規程ナラデゴザイマス、即チ言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、其規程ニナルベキモノ、多クハ、普通法及此鐵道營業法中ニ規定シテアリマスル所ノ特別條項ノ範圍内ニ於キマシテ、鐵道運輸ノ操縱ニ關係致シマスルコトヲ規程スルノガ重ナル簡條ニナリマス、ソレデ大原則ト云フモノハ、略々普通法ナリ又營業法ナリデ極リマスルノデゴザイマスカラシテ、詳細ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定メ、又時々鐵道ノ運輸ノ改良ト伴ヒマシテ、之ヲ改良補充シテ參リマスルコトガ便利デアラウト云フ趣意カラシテ、命令ヲ以テ定メルト云フコトニ致シマシタノデアリマスガ、其簡條ニ附キマシテモ委員ヲ設ケマシテ、現今取調ヲ致シテ居リマシテ、一通草案ハ出來テ居リマスノデアリマスガ、第一條ノ命令ヲ以テ定メル規程ト同ク是レ々々デアアルト云ツテ、マダ確定シテナイノデアリマスカラシテ、是モ此席デ御答致シマスル譯ニ參リマセヌガ、委員會ニ於キマシテ御參考ニモ相成リマスルヤウナ場合ガゴザイマシタナラバ、其席デ説明ヲ致シマスルヤウニ致シタイ積デゴザイマス、ソレカラ第十九條ノ鐵道係員ノ職制ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム……
○菅野善右衛門君(二百五十八番) 其間ニ一ツ御聽キシタコトガアルカラツレドウカ順序ヲ逐ツテ戴キタイ、尙ホ重テ述べマスガ、新聞記者ハ外ニ大問題ガアツテ參ル場合ニハ、無賃デアルヤウニシタラ如何デアアルカ、郵便ハ斯ノ如ク保護シテアルケレドモ、新聞ヲ作ル場合ハ一向保護シテナイ、斯ウ云フコトハドウ云フ理由ヲ以テシナイカ、例ヘバ電信ノ如キモノモ皆普通ニナツテ居ル、新聞ガ出來テシマツテカラ保護スルガ新聞ヲ拵ヘルマデノ保護ハ一向ナイ、是ハドウ云フ譯デアアルカ、願ハクハ新聞ガ出來上ツテカラモ保護スル、同一ナ方針ヲ電信ノ上ニモ或ハ鐵道ノ上ニモ應用シテ、益々新聞ノ發達ヲ圖ツテ國家ノ利益ヲ増進シタイト思フガ、政府案ニハサウ云フ方針ヲ採ラヌカト云フコトヲ御尋シタイノデス
○政府委員(犬塚勝太郎君) 宜シウゴザイマス、今ノ御尋ニ對シテ御答致シマスガ、實際ノ例ヲ御覽ニナリマスルト、ナカノ新聞記者ハ鐵道ニ對シマシテ、自由權ヲ請求サレマスル場合ガ多ウゴザイマス、又實際ニ於テハ新聞記者ニ對シテハ鐵道モ大ニ便利ヲ與ヘル方ノ主義ヲ執ツテ居ルト認メマス、是等ノコトハ別ニ法律ヲ以テ定ムルノ必要ハナイト考ヘマシタ、ソレカラ十九條ニ參リマスルガ、鐵道係員ノ職制ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム、此命令ト云フノハドウ云フ簡條デアアルカト云フ御尋デゴザイマスガ、命令ノ内容ニ對シテハ、第一條第二條ニ附イテ御答シタル如ク、御答致シマスルヨリ致方ハアリマセヌガ、此鐵道係員ノ職制ハ現在御承知ノ通其幾分ハ各鐵道ニアリマスル所ノ鐵道線路從事員服務規程中ニ規定シテアリマスノデ、實際ノ彼ノ規程ハ餘程古イ規程デアリマシテ且ツ其元ニ溯ツテ段々攻究致シテ見ルト云フト、英吉利ノ鐵道會社ノ古イ規程ヲ其儘ニ翻譯シタノガ、官設鐵道ノ古イ規程ニナリマシテ各私設鐵道會社ニ於キマシテハ、其規程ヲ元ニシテ殆ド其儘ニ之ヲ用ヒテ居ルト云フヤウナ、甚ダ不整頓ナ仕方デアリマスカラ、彼ノ中ニ書イテアリマ

ス箇條ヲ現時ノ鐵道ノ進歩ニ伴ヒマスルヤウニ、整理シテ參リマスル積デゴ
ザイマス、鐵道從事員服務規程等ヲ御覽ニナリタイコトデアリマスレバ、委員
會ノ折ニ提出シテ御覽ニ入レマシテ宜シウゴザイマス、第二十條、私設鐵道ハ
鐵道係員ノ服務規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス、其箇條ニ附
イテノ御尋デゴザイマスガ、此服務規程ト爲ルベキモノ、及前條ノ職制ト爲
ルベキモノハ、前條ノ御尋ニ對シマシテ御答ヲ致シマシタル所ノ營業從事
員服務規程中ニ、矢張アリマスルノデゴザイマス、現在施行シテ居ル所ノ從
事員ノ服務規程ト云フノハ、第十九條ニ依リマシテ職制ト爲ツテ、命令ヲ以
テ定ムルコトニナリマセウガ、各職員ノ取扱方ニ關係致シマスル古イ規程ト
云フモノハ、矢張西洋諸國ノ例ニ依リマシテ、各鐵道ニ於テ幾分ハ制定シテ
宜シイト云フ考ヲ有ツテ居ル、即チ現在ガ其通デアル、而シテ其各鐵道ヲ定
メマシタル所ノ、即チ服務規程ト云フモノハ、現在ニ於テハ私設鐵道條例ノ
箇條ニ依リマシテ、主務大臣ノ認可ヲ受クルコトニナツテ居リマスガ、是ハ
重ニ營業ニ關係シタコトデアリマスカラ、此度法案ヲ制定シマスルニ附イテ、
鐵道營業法中ニ其趣意ヲ二十條ニ致シマシテ、掲ゲテアルト云フダケノコト
デアリマシテ、是ハ現行法ノ規程ヲ其儘ニ營業法中ニ移シタト云フニ過ギヌ
ノデゴザイマス、ソレカラ二十一條デゴザイマスガ、主務大臣ハ鐵道係員タル
ニ要スル資格ハ、ドシナ資格ヲ定ムルヤト云フ御尋デゴザイマスガ、是ハ鐵
道係員ト申シマシテモ、下級ノ係員モアレバ上級ノ係員モアル、悉クノ係員ノ
資格ヲ定ムルコトハ、或ハ現在ニ於テハ必要デナイカモ知レナイ、又各國ニ於
キマシテモ悉クノ係員ノ資格ヲ定メタト云フ例ハ、餘リ見ヌヤウデゴザイマ
スガ、其必要ニ必要ノ問題ハ別トシテ、現在ニ於キマシテハ鐵道係員ノ資格
ト云フコトニ關シテハ、少モ規程ガナイノデゴザイマスカラシテ、此營業法中
ニ此條項ヲ加ヘマシテ、鐵道係員ハ悉ク下級ノ係員ニ要スル所ノ資格ヲ定メ
テ行キタイ積デゴザイマス、併シ此資格ヲ定ムルコトニ附イテハ、是
モ今調査中デゴザイマス、今斯ウ云フ資格ヲ定ムル積ト云フコトハ、殘ラ
ズ御答ハ出來マセヌケレドモ、其職掌ニ照合セテ、進行ニ困難ナキヤウ、又實
際ニ鐵道取締ノ效力ノアリマスルヤウニ、適當ナル資格ヲ定メマシテ、各鐵
道職員ノ選任ヲ致シマスル途ヲ開イテ參リマスル積デゴザイマス、第二十三
條ノ「職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リ又ハ失行アリタルトキハ」ト云フ
ノハ「ボイシントメン」デアレバ、其「ボイシント」ヲ取り、列車ノ車長デゴザイマ
スレバ、其列車ノ運轉其他其服務規程ニ附イテ相當ナル干涉スル、驛長ハ驛内
ノ全體ノ仕事ニ附キマシテ干涉致ストカ、ソレト「職務義務ガアルノデゴ
ザイマスルガ、既ニ職務義務ノ大體ハ現在ニ於キマシテハ、先刻御答ヲ致シマ
シタル通、鐵道從事員ハ職務規程中ニ規定シテ參リマスルノデゴザイマス
ガ、其規定ニ掲ゲテアリマスル職務上ノ義務ニ違背シ、又職務ヲ怠ツタト云フ
コトヲ意味スルト云フコトヲ申上ゲマスルヨリ外、別ニ定ムル方法モゴザイ
マセヌ、二十四條ノ旅客若クハ公衆ニ對シ失行アリタルト云フ場合ハ、ドンナ
場合カト云フ御尋デゴザイマスガ、是モ失行ト申シマスルカラシテ、種々様々
アルダラウト思ヒマスガ、心附キマシタ一例ヲ舉ゲマスレバ、或ハ職務取扱中
酒ヲ飲ミマシテ泥酔シテ、サウシテ旅客ニ對シテ粗暴ヲヤルトカ何トカ云
ヤウナ者杯ハ、此公衆ニ對シ失行アリタルト云フ一例ニナルダラウト思ヒ

マス、其他色々考ヘマシタナラバ、種々様々例ガアルカモ知レマセヌガ、先
ヅ心附キマシタ一例ヲ舉ゲマシテ御答ト致シマス、二十五條ニ附イテ御尋
デゴザイマスガ、二十五條ハ現在ノ現行法ニ鐵道犯罪罰例ト云フモノガゴ
ザイマスガ、其鐵道犯罪罰例ニ規定シテアリマスル箇條ヲ補成致シマシタル
デゴザイマシテ、義務ニ違背シ又ハ義務ヲ怠ツタ、メニ、旅客若クハ公衆ニ
危害ヲ贖スノ虞アルト云フノデゴザイマス、是ハ危害ヲ必シモ加ヘルトカ、殺
傷ヲ致スト云フマデニ至リマセヌデモ、ソレダケノアブナイ行爲ヲ義務ニ違
背シ、又ハ職務ヲ怠ツタ、メニ致シマシタ折ニハ、罰ヲ受ケマスル所爲デゴ
ザイマス、必シモ殺傷ト云フ點ニマデ至リマセヌデモ、ソレマデノ虞アル仕
事ハ、職務上ノ義務ニ違背シ、又ハ懈怠ニ依リマシテ致シマシタル場合ハ、罰ス
ルト云フ趣意デゴザイマス、二十六條ノ定員ヲ超エ車中ニ乗込マシメタル
トキハ二十圓以下ノ罰金ニ處スト云フコトニ附イテ御尋デゴザイマスガ、此
鐵道ノ實際ニ於キマシテ、段々話ヲ聞キマスルト、或ハ鐵道旅客ヲ車ノ定員
ニ超エテ無理ニ入レタトカ、何トカト云フヤウナコトニ附キマシテ、段々苦
情ガアリマスルヤウデアリマスカラ、是等ノコトニ附イテハ明文ヲ掲ゲテ、
十分ナル取締ヲ致シタ方ガ宜カラウト考カラシテ、此二十六條ノ規程ヲ設ケ
タノデゴザイマスガ、車ノ積載致スベキ所ノ定員ハ、車ノ構造上其他ヨリ致シ
テ自然何人乗ノ車、五十八人乗リ「ボギー」デアルトカ、車ノ構造ニ依リマシテ積
リノ數ニ依ツテ定マル譯ナノデゴザイマス
○堀家虎造君(二百二十二番) チョット質問ガアリマス
○菅野善右衛門君(二百五十八番) マダ殘ツテ居マス
○政府委員(大塚勝太郎君) マダアリマシタカ
○菅野善右衛門君(二百五十八番) 鐵道ニ危險ガアツタトキニ、後トニナツ
テ調ベルト何モ分ラナクナツテシマツテ、胡麻化シテシマフト云フ弊害ガア
ルガ、之ニ對シテ取締法ノ案ヲシナイハ如何
○政府委員(大塚勝太郎君) ソレハ私設鐵道法中ニゴザイマス、營業法中ニ
ハゴザイマセヌ
○高木正年君(二百二十八番) 私ハ簡短ニ申シタイノデス——私ハ政府委員ニ
尋ネマス、極簡短デスガ、此私設鐵道ニ依ツテモ、是マデ私設鐵道ノ營業ノ
上ニ或ハ政府ガ官線ヲ運轉スルガ如ク、同一ノ法條ヲ取締ガ出來ルト云フコ
トニナツテ居ルト思ヒマスガ、念ノタメニ其點ニ附イテ私ハ一言確メテ置キ
タイト思ヒマス
○政府委員(大塚勝太郎君) 唯今ノ御尋デゴザイマスガ、勿論營業法ト云フ
ノハ特別ニ私設鐵道條例ニ書イテナイ箇條ハ、私設官設ヲ問ハズ均シク同シ
法條ヲ以テ、實行シ監督スル積デス
○高木正年君(二百二十八番) 尙ホ一言シマス、サウ致スト普通營業ノ上ニ連
絡線幹線ト同一ノ法條ヲ以テ運轉ガ出來ルト同時ニ、或ル場合ニ動員運轉ノ
起リマシタトキニ、私設官設同様に十分是等ノコトヲ満足セシムルコトガ出
來ルト、政府ハ信ズルカドウカト云フコトヲ尋ネマス
○政府委員(大塚勝太郎君) 御答致シマスガ、營業法中ニハ動員杯等ノコト
ハ書イテゴザイマセヌ、併ナガラ軍事上ニ供スル場合ニ於キマシテハ、其軍
事上ニ供セラル、鐵道ハ、官設デモ私設デモ同シク軍事上ノ必要ヲ充ス目的

ヲ以テ、相當運輸ヲシナケレバナラヌコト、考ヘマス
○議長(片岡健吉君) 此際チヨット御諮リスルコトガアリマス、委員長ノ降旗元太郎君カラ、第一期私設鐵道速成ノ建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトアリマスガ、許シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許シマス、委員長ノ伊藤德三君カラ議員瀆職ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトアリマスガ、許シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許シマス、本員ノ承ル所デハ別段免許狀モ與ヘナイデ、火夫カラ唯二三箇月スレバ運輸手ニナツテ居ルコト云フコトヲ承ルガ、運輸手ハ無免許デ目ニ一丁字モナイ、智識ノナイ者ガ運輸手ニナツテ居ルメニ、往々鐵道ノ上ニ危害ガアルト云フコトヲ承リマス、既ニ船杯デモ運輸手ニハツレ、實地ナリ學問ノ研究ヲシテ、免許狀ヲ渡ス規程ニナツテ居ルケレドモ、鐵道ノ運輸手ハ免許狀ナシニ出來ルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、果シテサウ云フ事實カドウカ、ツレヲチヨット承リマス、モウ一ツ序ニ承リマスガ、鐵道ノ發車時間ハ成ルヘク、旅客多數ハ用向ノ都合ガアリマスカラ、發車時間ヲ嚴正ニ守ルノガ必要ト思ヒマス、然ルニ私設鐵道會社ニハ時々會社ノ其時ノ旅客ノ都合ニ依ツテ、規程ノ時間デモ或ハ二列車三列車ヲ延シテ旅客ヲ増スト云フコトガアル、詰リ私設鐵道會社デハ經濟上ノ都合デ、餘リ澤山ナ石炭ガ要ルカラ、成ルベク旅客ノ少イトキハ時間ヲ延スト云フヤウナ弊害ガアツテ、爲ニ急用アル者ガ、旅行ヲスルノニ非常ニ差支ガアルト云フ事實ガアル、是等ニ附イテハ此營業法ニ附イテ政府ハ如何ナル取締ヲスルカ、此二ツヲ承リマス

○政府委員(犬塚勝太郎君) 唯今ノ御尋ニ御答致シマスガ、初ノ機關手ノ資格ニ附イテ御尋ノ、ツレハ御問ノ通知ノ承知致シマス所デハ、現在免許主義ハ各私設鐵道社モ取ツテ居リマス、即チ火夫カラ段々上ルト云フ實修主義ヲ取ツテ居リマスガ、是等ニ附イテハ免許狀ト云フ者ヲ下付致シマス必要ガアルカドウカハ存ジマセヌガ、免許狀ヲ縱令ヤリマセヌデモ、其火夫ト爲ルベキ者ノ資格ヲ規定致シマシテ、相當ノ者ヲ運輸手トシテ使フダケニ、將來取締方法ヲ付ケタイト云フ趣意カラシテ、鐵道職員ノ資格ヲ定ムルト云フ箇條ガ書イテアリマス、彼ノ箇條ニ依ツテ鐵道ノ運輸手ト申シマスガ、機關手ト申シマスガノ就職ニ要シマス相當ノ資格ヲ定メマス積リデス、ツレカラ第二ノ御尋ノ時間ヲ違ヘマスコトハ、各私設鐵道ニ於テハ往々御尋ノ如ク時間ヲ違ヘルコトヲ聞イテ居リマス、時々其點ニ附キマシテハ注意モ加ヘ、ツレゾレ監査官ヲ廻シマシテ鐵道營業ノ狀況等ヲ監査致サセテ居リマス、是等モ漫ニ時間等ヲ取消スコトノナイヤウニ、又時間ヲ變ヘマスストキニハ何時間前ニ是ノ廣告ヲシナケレバナラヌトカ、是ノ場所ニ廣告ヲシナケレバナラヌト云フヤウナ規程ハ、鐵道運輸規定中ニ制定致シマスノ積デ居リマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 次ノ日程ニ移ランコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第八特別委員ノ選舉
第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(百四十二番) 此ハ第十一マデ到底是等ノ案ヲ一括シテ委員ニ付託シタイト考ヘマスカラ、此際十八名ノ委員ヲ、議長ガ指名センコトヲ希望シマス

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恆松君カラ十八名ノ特別委員ヲ議長指名ト云フ勳議ガ出マシタガ、御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、次ハ議事日程ノ第九私設鐵道法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第九 私設鐵道法案(政府提出)

第一讀會

私設鐵道法

第一條 本法ハ軌道條例其ノ他特別ノ法令ニ規定スルモノヲ除クノ外一般

運送ノ用ニ供スル私設鐵道ニ之ヲ適用ス

私設鐵道株式會社ヲ運送營業ノ爲ニ支線ヲ敷設スルトキハ現ニ一般運送

ノ用ニ供セサル場合ト雖本法ヲ適用ス

第二條 私設鐵道株式會社ヲ發起セムトスル者ハ左ノ書類圖面ヲ具シ主務

大臣ニ假免許ヲ申請スヘシ

一 起業目論見書

二 假定款

三 起業カ公共ノ利益タルコトヲ證スル調書

四 線路豫測圖及說明書

五 敷設費用ノ概算書

六 運送營業上ノ收支概算書及說明書

第三條 主務大臣ハ前條書類圖面ノ外審査ニ必要ト認ムル書類圖面ノ呈出ヲ命スルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ假免許ノ申請ヲ審査シ起業ノ大體ニ於テ不都合ナシト認ムルトキハ假免許狀ヲ下付スヘシ

第五條 假免許ニハ本免許申請ノ期限ヲ附ス

前項期限內ニ本免許ノ申請ヲ爲ササルトキハ假免許ハ其ノ效ヲ失フ但シ

正當ノ事由アリテ延期ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 主務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ申請事項ヲ變更セシメ又ハ

假免許ニ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條 發起人假免許狀ノ下付ヲ受ケタルトキハ定款ヲ作り起業目論見書

ヲ公告シテ株主ヲ募集スルコトヲ得

定款ハ假定款ニ準シ之ヲ作ルコトヲ要ス

第一項ノ公告ニハ本法ニ依リ假免許狀ヲ受ケタル旨及假免許ノ年月日ト

各株主申込人ニ假免許狀並定款ヲ展閱セシムル旨トヲ記載スルコトヲ要

第八條 發起人總員ハ少クモ總株式ノ十分ノ二ヲ引受クルコトヲ要ス

第九條 株式ハ金錢ヲ以テスルノ外之ヲ引受クルコトヲ得ス

株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第十條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキ又ハ創立總會終結シタルトキハ取締役ハ左ノ書類圖面ヲ具シ主務大臣ニ本免許ヲ申請スヘシ

一 定款
二 工事ノ方法書
三 線路實測圖
四 工費豫算書

前項ノ申請ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ
一 起業目論見書ノ謄本
二 假免許狀ノ謄本
三 發起人ニ於テ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ検査役カ裁判所ニ爲シタル報告書ノ謄本及裁判所カ検査役ノ報告ヲ聽キ爲シタル決定書ノ謄本

四 株主ヲ募集シタルトキハ株式申込證ノ謄本、發起人、取締役、監査役又ハ検査役ヨリ創立總會ニ爲シタル報告ノ要領及創立總會ノ議事及決議ノ要領

第十一條 鐵道延長ノ假免許及本免許ノ申請ハ定款ノ變更ト同一ノ方法ニ依リ株主總會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

前項本免許ノ申請ハ定款變更ノ決議認可ノ申請ト共ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 創立總會ニ於テ設立ノ廢止ノ決議ヲ爲シタルトキハ主務大臣ニ假免許狀ヲ返納スヘシ

第十三條 主務大臣ハ第十條ノ書類圖面ヲ審査シ妥當ト認ムルトキハ勅裁ヲ經テ本免許狀ヲ下付スヘシ

本免許ニハ工事竣功ノ期限ヲ附ス工事竣功ノ期限ハ工區ヲ分チテ之ヲ附スルコトヲ得

公益上必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ本免許ニ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ規定ハ許可又ハ認可ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 會社ノ設立ノ登記ニハ商法ニ規定スル事項ノ外本免許ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

設立ノ登記ノ期間ハ本免許ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

第十五條 本法及商法ニ依リ登記ヲ爲シタルトキハ主務大臣ニ届出ツヘシ

第十六條 本免許ヲ受ケタル後六箇月内ニ設立ノ登記ヲ爲ササルトキハ免許ハ其ノ效ヲ失フ

第十七條 會社ハ主任技術者ヲ置キ技術ニ關スル事項ヲ擔任セシムヘシ主任技術者ヲ不適任ト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ解任ヲ命スルコトヲ得

第十八條 主務大臣ハ監督上必要ト認ムルトキハ所部ノ官吏ニ命シ會社ノ取締役會議又ハ株主總會ニ臨監セシムルコトヲ得

第十九條 主務大臣ハ監督上必要ト認ムルトキハ所部ノ官吏ニ命シ會社ノ會計及財産ノ實況ヲ検査セシムルコトヲ得

検査官吏ハ會社ノ金庫、財産現在高、帳簿及總テノ書類ヲ検査シ取締役其ノ他ノ役員又ハ使用人ニ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ會社ノ會計ニ關スル準則ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 定款變更ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效ヲ生セス

定款ハ本免許ニ附セラレタル條件ニ違反スルコトヲ得ス

第二十二條 定款變更ニ關リ登記事項ニ變更ヲ生シ登記ヲ爲ストキハ定款變更認可ノ年月日ヲ併セテ記載スルコトヲ要ス

第二十三條 會社ハ株金全額拂込前ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第二十四條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第二十五條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ會社ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

第二十六條 會社ハ株主總會ノ決議ヲ經主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ鐵道ノ貸借又ハ營業ノ管理委託ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ決議ハ定款變更ト同一ノ方法ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

營業ノ管理委託ヲ受ケタル會社ハ其ノ管理ニ付監督官廳ニ對シ其ノ責任ス

第二十七條 會社ノ取締役其ノ他ノ役員又ハ使用人ハ監督官廳ノ呼出ニ應ジ説明ヲ爲スノ義務ヲ負フ

第二十八條 會社ハ鐵道臺帳ヲ調製シ之ヲ備置クコトヲ要ス

鐵道臺帳ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 會社カ社債ヲ募集セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

社債募集ノ公告ニハ商法ニ規定スル事項ノ外其ノ認可ノ年月日ヲ併セテ記載スルコトヲ要ス

社債ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

第三十條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ鐵道及之ニ屬スル物件ヲ抵當トシテ負債ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ負債ハ定款變更ト同一ノ方法ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三十一條 前二條ノ債務ノ額ハ合セテ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十二條 會社ハ毎營業年度中ニ支拂フヘキ社債及負債ノ元利金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

第三十三條 鐵道及之ニ屬スル物件ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第三十四條 鐵道ニ屬スル物件ノ貸渡又ハ讓渡ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第三十五條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立シタル會社ハ合併ニ因リ消滅シタル會社ノ免許ニ屬スル權利及義務ヲ承繼ス但シ主務大臣ニ於テ之ヲ變更スルノ條件ヲ附シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
會社合併ノ登記ニハ商法ニ規定スル事項ノ外合併ノ認可ヲ受ケタル年月日ヲ併セテ記載スルコトヲ要ス

第三十六條 工事方法ノ變更及假設ノ工事ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第三十七條 工費豫算ノ變更ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受ケルニ非

第三十八條 鐵道ノ建設、設計等ニ關スル法令ノ制定、變更ニ因リ工事方法ハ變更ヲ受ケ

第三十九條 會社ハ設立登記ノ日ヨリ六箇月内ニ鐵道ノ敷設ニ著手シ本免許ニ附シタル期限内ニ之ヲ竣功スヘシ

前項ノ著手期限ハ鐵道延長ノ場合ニ在リテハ其ノ本免許狀下付ノ日ヨリ之ヲ起算ス
天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲期限内ニ敷設ニ著手シ又ハ竣功スルコト能ハサルトキハ會社ハ期限ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ天災、事變ノ止ミタル日ヨリ一箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
自己ノ過失ニ歸セサル正當ノ事由ニ因リ期限内ニ敷設ニ著手シ又ハ竣功シ難キトキハ期限經過前ニ延期ヲ申請スヘシ延期ノ期間ハ通シテ原期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

法令ノ結果ニ因リ工事方法ニ變更ヲ生シ又ハ主務大臣ノ命令ニ依リ若ハ其ノ認可ヲ受ケ工事方法ヲ變更シタルトキハ更ニ期限ノ指定ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ法令ノ結果ニ因ルモノハ其ノ施行ノ日ヨリ一箇月内ニ、主務大臣ノ命令ニ依ルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ一箇月内ニ又認可ヲ受ケヘキモノハ其ノ認可ノ申請ト同時ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十條 軌間ハ特許ヲ得タルモノヲ除クノ外三呎六吋トス
第四十一條 左ニ掲グルモノヲ以テ鐵道用地トス

一 線路用地
二 停車場、信號所及車庫、貨物庫等ノ建設ニ要スル土地

三 鐵道構内ニ職務上常住ヲ要スル鐵道員ノ舍宅及運輸係線ニ從事スル鐵道員ノ駐在所等ノ建設ニ要スル土地

四 鐵道ニ要スル車輛、器具ヲ修理製作スル工場及其ノ資材器具ヲ貯藏スル倉庫ノ建設ニ要スル線路ニ沿ヒタル土地

線路用地ノ幅員ハ築堤、切取、架橋等工事ノ必要ニ應シ工事方法書ニ依リ之ヲ定ム

第四十二條 道路、橋梁、河川、溝渠ニ關スル工事ノ施設ハ所管官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第四十三條 線路ノ道路ヲ橫斷スル場所ニハ橋梁ヲ架設シ又ハ地下道若ハ踏切道ヲ設クヘシ其ノ他危險防止ノ爲必要ナル箇所ニハ牆、柵、門戶、堤塘、溝渠ヲ設ケ又ハ番人ヲ配付スル等充分ノ設備ヲ爲スコトヲ要ス

第四十四條 主務大臣ハ監査員ヲ派遣シ工事ヲ監視セシムルコトヲ得

工事カ工事方法書又ハ法令若ハ法令ニ基キテ發スル命令ニ違ヒタルトキハ主務大臣ハ其ノ改築ヲ命ジ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第四十五條 會社ハ主務大臣ニ申請シ其ノ許可ヲ得タル後ニ非サレハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ス

第四十六條 運輸開始ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ監査員ヲ派遣シ鐵道ノ設備ヲ監査セシメ運輸ヲ開始スルニ適當ト認ムルトキハ其ノ許可ヲ與フヘシ若シ不適當ト認ムルトキハ其ノ改良ヲ命ジ其ノ竣功ノ後更ニ運輸開始ノ申請ヲ爲サシムヘシ

第四十七條 前二條ノ規定ハ新設又ハ變更シタル建設物ヲ運輸ノ用ニ供スル場合ニ準用ス

第四十八條 主務大臣ハ監査員ヲ派遣シ鐵道ノ設備又ハ運輸係線ノ方法ヲ監査セシメ不適當ト認ムルトキハ何時ニテモ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ危險ナリト認ムルトキハ其ノ施設ヲ終ル迄運輸又ハ使用ヲ停止スルコトヲ得

第四十九條 第四十四條第二項、第四十八條ノ規定ニ依リ改築又ハ必要ナル施設ヲ命セラレタルトキハ會社ハ之ヲ終リタル後主務大臣ニ申請シテ監査ヲ受クヘシ

第五十條 監査員ハ監査上必要ト認ムルトキハ取締役其ノ他會社ノ役員又ハ使用人ニ説明ヲ求メ及書類圖面ヲ檢閱スルコトヲ得

第五十一條 主務大臣ハ鐵道ノ設備力運輸ノ必要ニ適セサルモノト認ムルトキハ之ニ適スヘキ設備ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 主務大臣ハ公衆ノ安全ノ爲官設鐵道ニ實施スル事物ヲ會社ニ命シテ施設セシメ其ノ他官設鐵道ニ實施スル規則ヲ私設鐵道ニ適用スルコトヲ得

第五十三條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ會社ノ鐵道ニ接續シ若ハ之ヲ橫斷シテ鐵道ヲ敷設シ又ハ會社ノ鐵道ニ接近シ若ハ之ヲ橫斷シテ道路、橋梁、溝渠若ハ運河ヲ造設スルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ會社ニ命シ接續、橫斷ノ場所ニ於ケル設備ヲ共用ニ供セシメ又ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第五十四條 前條ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付雙方ノ協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第五十五條 農工商業者カ其ノ產物、商品運送ノ爲敷設スル鐵道ヲ會社ノ鐵道ニ接續セシムルコトヲ求メタルトキハ會社ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ雙方ノ協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定ハ終局トス
第五十六條 會社ハ運輸ニ關スル規定ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第五十七條 會社ハ旅客及荷物ノ運賃ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

主務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ運賃ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第五十八條 下等旅客運賃額ハ線路ノ距離一哩ニ付金一錢五厘ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス但シ二哩未滿ノ哩數ニ對シテハ其ノ一人ノ運賃額ヲ金三錢マデニ定ムルコトヲ得

本法ノ規定ニ依リ運賃ヲ半減スルトキ又ハ哩數ニ應シテ運賃額ヲ定ムルトキ生スル厘位ノ金額ハ之ヲ錢位ニ切上グルコトヲ得

第五十九條 會社ハ運賃ノ割引ニ付テハ豫メ一定ノ準則ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第六十條 主務大臣ハ運賃ノ算法、荷物ノ等級、運賃表ノ様式公告ノ方法等ニ關シ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十一條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ鐵道運送ニ對シ何等ノ名義ヲ問ハス運賃以外ノ料金ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十二條 會社ハ列車ノ發着時間及度數ヲ定メ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

主務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ列車ノ種類、發着時間及度數ヲ定メ其ノ施行ヲ會社ニ命スルコトヲ得

第六十三條 主務大臣ハ會社ニ他ノ鐵道トノ連絡運輸又ハ直通運輸ヲ命スルコトヲ得

第六十四條 二箇以上ノ私設鐵道カ連絡運輸又ハ直通運輸ヲ爲ス場合ニ於テ設備ノ變更、交互運輸ノ手續、運賃ノ割合其ノ他費用ノ負擔ニ付會社間ニ協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定ハ終局トス
官設鐵道ト私設鐵道ト連絡運輸又ハ直通運輸ヲ爲ス場合ニ於テ協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ定ム

第六十五條 會社ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ事故ノ届出ヲ爲スヘシ

主務大臣ハ監査員ヲ派遣シ事故ノ審査ヲ行ハシムルコトヲ得

事故審査ノ爲必要ト認ムルトキハ會社ニ命シ現狀ヲ存置セシムルコトヲ得

監査員ハ取締役其ノ他ノ役員、使用人及關係人ヲ呼出、訊問シ其ノ他事故ノ審査ニ必要ナル審理手續ヲ爲スコトヲ得

第六十六條 會社ハ營業年度毎ニ營業報告書ヲ調製シ定時總會後一週間内ニ主務大臣ニ差出スヘシ

第六十七條 會社ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ鐵道統計ヲ調製シ之ヲ差出スヘシ

第六十八條 鐵道事務ニ關シ往復スル吏員ニシテ監督官廳ヨリ發スル乗車

證ヲ携帶スルモノハ無料ニテ乗車セシムヘシ
第六十九條 公務ヲ以テ往復スル陸海軍軍人、軍屬及警察官吏又ハ軍馬、銃砲、彈藥、糧食、被服、陣具、工銀、兵器具、天幕等ニシテ公用タルコトヲ證スル通券アルモノハ半價ヲ以テ輸送スヘシ

第七十條 囚徒及監守官吏ハ半價ヲ以テ乘車セシムヘシ

第七十一條 會社ハ法令ノ定ムル所ニ依リ平時、戰時ニ於テ鐵道ヲ軍用ニ供スルノ義務ヲ負フ

第七十二條 政府ハ本免許狀下付ノ日ヨリ滿二十五箇年ノ後鐵道及附屬物件ヲ買上クルノ權ヲ保有ス

合併其ノ他ノ方法ニ依リ會社カ他會社ノ鐵道ヲ引受ケタルトキハ其ノ鐵道ニ對スル前項ノ期限ハ舊會社ニ本免許狀下付シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第七十三條 前條ニ依リ鐵道及附屬物件ヲ買上クルトキハ前五箇年間ノ株券價格ヲ平均シテ買上價格ヲ定ム

前項ノ價格カ會社ニ於テ前五箇年間ニ株主ニ支拂ヒタル純益金ノ配當平均額ノ二十倍ノ金額ヲ超ユルトキハ該金額ヲ以テ買上價格ト爲スヘシ

第七十四條 鐵道及附屬物件ノ狀態不完全ナルトキハ其ノ補修ニ要スル費額ヲ前條ノ金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ買上價格ト爲スヘシ

前項補修ニ要スル費額ニ付協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ聽キ政府之ヲ定ム

鑑定人ノ選定ニ關スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十五條 前三條ノ規定ハ法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ付シタル條件ノ效力ヲ効ケス

第七十六條 會社カ第三十九條ノ期限内ニ鐵道ノ敷設ニ著手セス又ハ之ヲ竣功セサルトキハ免許ハ其ノ效ヲ失フ

第七十七條 會社カ第四十五條ノ規定ニ違反シテ運輸ヲ開始シ若ハ第四十七條ノ規定ニ違反シテ建設物ヲ運輸ノ用ニ供シ又ハ第四十八條第二項ノ停止ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ違反ノ行爲ニ因リ得タル收入金ヲ沒收ス收入金ト區別シ難キ他ノ收入アルトキハ併セテ之ヲ沒收ス

第七十八條 會社カ法令ノ規定又ハ免許、許可若ハ認可ニ付シタル條件ニ依リ命セラレタル施設ヲ爲サルトキハ政府ニ於テ之ヲ施行シ會社ヲシテ其ノ費用ヲ辨償セシムルコトヲ得

第七十九條 第七十七條ノ沒收及第七十八條ノ費用ハ監督官廳ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス但シ其ノ先取特權ハ公課ニ次キ之ヲ行フ

第八十條 會社カ法令ノ規定又ハ免許、許可若ハ認可ニ付シタル條件ニ違反シ又ハ法令ニ基キ發スル命令ヲ遵守セス其ノ他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト

二 官設鐵道又ハ他ノ會社ヲシテ會社ノ計算ヲ以テ運輸ヲ爲サシムルコト

三 免許ノ一部又ハ全部ヲ取消スコト

前項ノ規定ニ依リ解任セラレタル取締役其ノ他ノ役員ハ再任セラレルコト

トヲ得ス

第八十一條 免許ノ失效又ハ取消ノ場合ニ於テ主務大臣ハ其ノ鐵道及附屬物件ヲ公賣ニ付シ買受人ヲシテ之ヲ竣功セシムルコトヲ得

買受人ハ原免許ニ屬スル權利及義務ヲ承繼ス但シ主務大臣ハ更ニ著手又ハ竣功ノ期限ヲ指定スルコトヲ得

二回ノ公賣ヲ行フ買受人ナキトキハ鐵道及附屬物件ヲ個個ノ物件トシテ之ヲ處分セシム

公賣ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十二條 鐵道延長免許ノ失效又ハ取消ニ因リ前條ノ公賣ヲ爲ス場合ニ於テ鐵道ノ連絡上必要アルトキハ本線ノ免許ノ一部又ハ全部ヲ取消シ併セテ其ノ鐵道及附屬物件ヲ公賣ニ付スルコトヲ得

第八十三條 會社ハ免許ノ全部失效又ハ全部取消ニ因リテ解散ス其ノ本免許ノ申請ヲ却下セラレタルトキ亦同シ

第八十四條 假免許ヲ受ケシテ會社設立ノ行爲ヲ爲シタル者又ハ免許ヲ受ケシテ工事ニ著手シタル者ハ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十五條 事故審査ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ現狀存置ノ命令ニ違反シ又ハ呼出、訊問ニ應ゼス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條 第四十五條ノ規定ニ違反シテ運輸ヲ開始シ若ハ第四十七條ノ規定ニ違反シテ建設物ヲ運輸ノ用ニ供シ又ハ第四十四條第二項第四十八條第二項ノ規定ニ依リ停止ノ命令ニ違反シタルトキハ取締役ヲ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 第十九條第二項第二十七條第五十條ノ場合ニ於テ呼出ニ應ゼス又ハ説明ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第八十八條 左ノ場合ニ於テハ發起人、取締役ヲ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ定メタル登記事項ノ登記ヲ怠リタルトキ

二 第七條、第二十九條第二項、第五十七條第三項ノ公告中ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 鐵道臺帳ノ調製備置ヲ怠リ之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 本法ニ定メタル營業報告、統計書、事故其ノ他ノ届出及法令ニ基キテ監督官廳ノ命シタル報告届出ノ呈出ヲ怠リ又ハ故意ニ不正ノ報告届出ヲ爲シタルトキ

五 法令ノ規定若ハ法令ニ基キテ發シタル命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ

第八十九條 左ノ場合ニ於テハ取締役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケヘキ事項ニ關シ之ヲ受ケシテ施行シタルトキ

二 第二十五條ノ規定ニ違反シ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

三 第三十二條ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキ

四 本法ニ定メタル主務大臣ノ裁定ヲ遵守セサルトキ

第九十條 過料ノ徵收ニ關シテハ非訟事件手續法ヲ適用ス

第九十一條 一個人又ハ一會社ニ於テ個人ノ專用ニ供スル爲敷設スル鐵道ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條 第十六條ニ定メタル期間ハ舊商法ノ規定ニ從ヒ會社ノ設立ヲ爲ス場合ニハ免許ヲ受ケタル日ヨリ一箇年トス

第九十三條 第二十五條ノ規定ハ本法施行前ニ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ受ケタル株式ニ付テハ之ヲ適用セス

第九十四條 第三十一條ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル債務ニ付テハ之ヲ適用セス

第九十五條 第三十三條ノ規定ハ本法施行前ニ設定シタル質權ノ效力ヲ妨ケス

第九十六條 第七十三條第二項、第七十四條ノ規定ハ本法施行前ニ免許ヲ受ケタル鐵道ニ付テハ會社ト協議ヲ經タル上ニ非サレハ之ヲ適用セス

第九十七條 私設鐵道株式會社ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及其ノ附屬法令中株式會社ニ關スル規定ヲ適用ス

第九十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

私設鐵道條例及明治二十八年法律第四號ハ之ヲ廢止ス

○恆松隆慶君(百四十二番) ドウカ前ノ委員ニ直ニ付託シテハ如何デス
(政府委員逋信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 是ハチヨット一言申述ベテ置キマス、是ハ今日ノ私設鐵道條例ノ改正ニ外ナラヌ、修正商法ガ出マシテ其施行法ニ依ツテ、此私設鐵道條例ノ改正マデハ、舊商法デ各私設鐵道會社ニ對シテ適用スルコトニナツテ居リマスガ、是ハ修正商法ヲ適用スルヤウニ改メ、今日ハ五十有餘會社ガアツテ、複雜ナル此事業ニ對シテ相當ノ規程ヲ設ケル目的ヲ以テ、此私設鐵道法ヲ改正シタル次第デアリマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十二移リマス

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(百四十二番) 是ハ先キノ十八名ノ委員ニ付託センコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恆松君ノ勸諭ノ通、御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、次ニ議事日程ノ第十私設鐵道條例中改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十一 私設鐵道條例中改正法律案(田口卯吉君 第一讀會
外三名提出)
私設鐵道條例中改正法律案
私設鐵道條例中左ノ通改正ス
第二十九條第一項中「下等旅客運賃額ハ一哩ニ付金一錢五厘ノ割合ヲ超過

スルコトヲ得ヌ又其範圍内ニ於テ一ヲ削リ同條第二項第三項ヲ左ノ如ク改

三等旅客運賃額ハ一哩ニ付金一錢五厘以下ノ範圍ヲ以テ之ヲ定メ各驛停止ノ列車ハ少クとも一日上下各一回運轉スヘシ

會社ニ於テ引續キ三箇年以上一割以上ノ純益ヲ株主ヘ配當スル場合ニ於テハ逡信大臣ハ特ニ其會社ニ命シ運賃ヲ低減セシムルコトヲ得

〔中村榮助君演壇ニ登ル〕
○菅野善右衛門君(二百五十八番) 鐵道ノ危害ニ關スル委員會ヲ開キタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 菅野善右衛門ヨリ鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタウト云フコトデアリマスガ、許シテ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○中村榮助君(三番) 諸君、私ハ此提出者トシテ一言此理由ヲ辯ジテ置キタウト考ヘマスデゴザイマス、此改正案ハ從來ノ運賃ノ制限ヲ解キマシテ、サウシテ會社營業上ノ自然ノ勢ヒニ從テ賃額ヲ増減シタイ、併ナガラ或ル點ニ至ッテハ制限ヲ置キ、又制裁ヲ加ヘルト云フノガ、此案ノ趣旨デゴザイマス、倍此鐵道ノ運賃額ヲ定ムルニハ、敷設費ノ多少及土地ノ狀況等ヲ斟酌セネバナラヌト考ヘルデゴザイマス、尙此收利ニ汲々タル弊ヲ矯メマスルニハ、此條項ニゴザイマスルヤウニ、配當ニ制裁ヲ加ヘルノ必要ガゴザイマス、其故此條項ヲ設ケマシタンドゴザイマスガ、尙ホ此交通機關ノ經營ハ成ルベク公衆ノ便ヲ圖リマシテ、私設鐵道會社ニ此山間僻地ノ難工事ヲ延長サセルノニハ、是非トモ此條項ヲ設ケル必要ガアルト信ジマスルデ、此事ハ外國ニ於テモ行レテ居ルト云フコトヲ承ツテ居リマスルシ、殊ニ此法案ハ前議會即チ十三議會ニ於テ本院ハ異議ナク通過致シマシタ案デゴザイマス、ドウカ願ハクハ前ニ御選ミニナリマシタ委員ニ、共ニ審査セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕
○恆松隆慶君(百四十三番) 是ハ前ノ十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ勸議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通過致シマス——議事日程ノ第十二遠洋漁業獎勵法改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十二 遠洋漁業獎勵法改正法律案(恆松隆慶君 外八名提出) 第一讀會

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

第五條第一號中「一箇年十五圓」ヲ「一箇年五十圓」ニ改メ但書中「三百五十噸以上」ヲ「八百噸以上」ニ改メ

同條第二號中「一箇年十圓」ヲ「一箇年三十圓」ニ改メ但書中「二百噸以上」ヲ「五百噸以上」ニ改メ

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ遠洋漁業ニ從事中天災其ノ他抗拒スヘカラサル強制ニ因リ其ノ船舶破壊シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第七條 削除

〔恆松隆慶君演壇ニ登ル〕
○恆松隆慶君(百四十三番) 唯今日程ニ上リマシタ遠洋漁業獎勵法中改正案デゴザイマス、極テ簡短デゴザイマス、改正ノ字句モ略シマスガ、此遠洋漁業ノ獎勵ト云フモノハ、大ニ速進ヲ計ランガタメニ曩ニ法案ガ出タコトガアリマス、所デナカノ、此法案ニ依ッテ保護ヲ受ケテ大ニ此業ガ進ンダカト言ヘバ、決シテサウデナイ、故ニ前年モ幾分ノモノヲ取ルニ附イテ、歩合杯ノ改正モアツタデゴザイマスルガ、是デモ實際ハドウモ見ルベキ實ガ舉ラナイ、ドウシテモ是マデノ補助ヲ與ヘルカト申シマスレバ、三十一年度ニ五千五百四十圓、船數ガ八艘デゴザイマス、三十二年度ノ所デハ十八艘ニナツテ一万八千二百三十圓位ナモノデアアル、是ニ凡ソ本年増シマスル所ノ見込ヲ二千圓ト致シマシテモ、二万八千圓位ナ補助ヲ受ケルヤウナコトデ、到底コンナコトデハ見ルベキ程發達スル譯ニハ往カナイノデアアル、此補助金額ハ如何ト言ヘバ、十五萬以內ノ補助ト爲スベキ事業ノ發達ヲ圖ルト云フコトハ、既ニ法律デ曩ニ定ツテ居ルニモ拘ラズ、三分ノ一モ四分ノ一モ獎勵ノ恩澤ヲ受ケナイノデゴザイマスル、已ムヲ得ズ之ニ修正ヲ加ヘテ三十二年度ニハ七万九千五百圓ト云フコトニナツタ、是ダケノ獎勵費ガアルニモ拘ラズ、現在ノ儘デハ連モ補助ヲ受ケル場合ノモノガナイノデアアル、是ハ諸君御承知ノ通危險ヲ冒シ堅牢ナ船ヲ造ツテ、其費用ハナカノ、通常ノ船トハ違ヒマシテ、澤山ノ費用モ要スル斯ウ云フ危險ナ業ヲ致シマスルモノハ、沿海漁業杯ト違ヒマサルカラ、船ノ獎勵ハ今少シ擴張致シタイト云フノデゴザイマス、段々述ベタウデゴザイマス、到底是ハ委員付託ニナリマセウカラ、巨細ノコトハ速記ニ載セテ貰ッテ、委員會ニ之ヲ十分述べヤウト思ヒマス、ドウカ宜シク此案ノ成立ヲ希望致シマス

〔參照〕

理由要項

一第五條中第一項第二項改正ノ理由

本法ハ遠洋漁業ノ獎勵促進ヲ圖ルカ爲メニ制定セラレタルニモ拘ハラヌ未

タ以テ獎勵ノ實ヲ舉クルニ至ラス其原因他ナシ遠洋漁業ハ獵船ノ製造ニ多

費ヲ要スルノミナラス本邦人未タ其業ニ馴レサルヲ以テ甚ダ冒險ノ事業ナ

リトシテ之ヲ避ケ資本家ニシテ之ニ資ヲ投スルモノ殆ント稀ナルカ故ナリ

政府既ニ此ニ見ル所アリテ本法ヲ規定セラレタリト雖モ其額頗ル寡少ニシ

テ之レカ獎勵ノ實ヲ舉クルニ足ラス此ヲ以テ特ニ斯業ノ獎勵ヲ圖ルニ急

信スル地方ニ於テハ猶ホ地方費ヲ割テ其ノ地ノ遠洋漁業者ヲ補助スルニ至

レリ而シテ其補助金額ノ如キ本法ニヨリテ受ル所ニ數倍スルモノアリ抑

遠洋ノ漁業タル地方ノ事業ニアスシテ實ニ國家ノ事業タリ是レニ依テ

カ是レガ獎勵補助ノ如キ斷シテ一地方人民ヲシテ負擔セシムヘキ者ニ非

苟クモ本法ヲ規定スルノ以上ニ於テハ充分其精神ヲ貫徹シ其實ヲ舉クル

決心ヲ有セサル可ラス然ルニ今地方費ヲ以テ之ヲ補助スルニ至リタルカ如

ガ出来テ以テ、八百噸以上ノ船ヲ持ツテ業ニ出テ居ル者ガ、幾ラアルカト云フコトヲ、簡單ニ承リタイ

(政府委員農商務次官藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 八百噸以上ノ船ノ漁業ヲシテ居ル者ハ、今ゴザイマセヌ

○大津淳一郎君(百八十五番) 是ハ私ハ委員付託ニ賛成デゴザイマスル、昨年モ改正致シテ、マダ其結果ガ見エナイト申シマスルガ、是ハナカク遠洋漁業ノコトハ餘程注意スベキコトデ、容易ニ分リ惡クイコトダラウト思フ、ソレデスカラ是ハ是非政府ガ如何様ニ反對ガアラウトモ、免ニ角委員ニ付託シテ篤ト調査シテ、其報告ヲ得ナケレバナラヌコト、思ヒマスカラ、委員付託ニ賛成致シマス

○議長(片岡健吉君) 西川宇吉郎君カラ委員付託説ガ出テ賛成ガアリマシガ、委員付託ニ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ九名ノ特別委員ヲ、議長ガ指名スルコトニモ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——議事日程ノ第十三孤兒法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十三 孤兒法案(横山富次郎君外七名提出) 第一讀會

孤兒法案

第一條 未成年者無資力ニシテ扶養スヘキ者ナキトキ又ハ扶養スヘキ者ノ居所分明ナラサルトキハ之ヲ孤兒トス

第二條 教育所ニ在ル孤兒ニ付テハ其ノ所長ヲ以テ法定代理人トス
私立教育所ニ在ル孤兒ニ付テハ其ノ教育所所在地ノ府縣知事其ノ法定代理人ヲ指定ス

第三條 教育所ニ在ラサル孤兒又ハ教育所長法定代理人タラサル孤兒ニ付テハ本籍地ノ市町村長、本籍地ノ知レサル者ハ發見地ノ市町村長ヲ以テ其ノ法定代理人トス
市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ該當スヘキ者ヲ以テ其ノ法定代理人トス

第四條 孤兒ノ法定代理人ハ其ノ父母ニ代リテ親權ヲ行フ
第五條 孤兒ノ婚姻、離婚、養子縁組及離縁ニ付テハ其ノ法定代理人ハ父母ニ代リテ同意又ハ承諾ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第七百七十二條第一項、第八百九條、第八百四十三條第一項、第八百四十四條、第八百四十五條、第八百六十二條及第八百六十三條第一項ノ規定ヲ準用ス

第六條 民法第七百六十二條第二項ノ規定ハ孤兒ニ付テハ之ヲ適用セス
附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(横山富次郎君演壇ニ登ル)

○横山富次郎君(十八番) 私ハ本案提出ノ大意ヲ申述ベヤウト思ヒマス、本案ハ二ツノ意味ヲ提出ヲ致シタノデゴザイマス、ソレハ第一ハ孤兒ト云フコトノ解釋ヲ極メルト云フコト、ソレカラ第二ハ此孤兒ガ法律的行爲ヲ行フ場合ニ便宜ヲ與ヘテヤルト、斯ウ云フ二ツデゴザイマス、先ツ第一カラ申シマスルト、從來慣習ノ上カラシテ、或ハ山林ナリ或ハ市街ナリニ棄テラレル子供ハ、之ヲ棄子ト云フ、或ハ父母ガ失踪シタ場合ニ方ツテ、其家ヘ遺シタ子供ヲ遺兒ト稱スルヤウニナツテ居ルノデゴザイマス、是等ハ皆習慣上ノ用語ヲ法律上孤兒ト云フコトニ附イテノ解釋ガ極メテ居リマセヌ、ソレ故ニ此法案ノ第一條デ孤兒ト云フコトノ解釋ヲ極メテゴザイマス、又第二ニハ此孤兒ガ第一條ニ規定シテアル所ノ、此孤兒ガ、婚姻トカ或ハ離縁養子縁組等ヲ爲ス場合ニ當リマシテ、今日民法施行ノ今ニ方リマシテハ、大ニ不便ヲ感ズルコトガアル、ソレハ何デアアルカト云フト、御承知ノ通孤兒デゴザイマスル故ニ、法律上親族會議ヲ召集スルトカ、法定代理人ヲ選定スルトカ云フヤウナ事柄ヲ行フ場合ニ方ツテハ、非常ナル便宜ガアルノデゴザイマス、ソレ故ニ他ヘ或ハ養子ニ行クベキモノヲ養子ニ行レヌト云フコトガアル困難等、矢張サウ云フヤウナ事情デ遷延ノメニ、遂ニ其便宜ヲ得ルコトガ出来ナイノデアアル、又一方デハ適法ノ行爲ヲ行レヌト云フ側カラシテ、貰フ方ノ人モ遂ニ躊躇スルト云フ場合ガアルノデゴザイマス、ソレ故ニサウ云フ人ニ便宜ヲ與ヘテ遣リタイト云フノガ精神ナノデゴザイマス、此事ハ各地方ニ於キマシテ非常ニ便宜デモアリ、又事柄ガ救恤ノ點ニ關シテ居ルコトデゴザイマス故、ドウカ御賛成アラシコトヲ希望シマス

○恒松隆慶君(百四十三番) 九名ノ委員ヲ議長デ指名セラレンコトヲ希望シマス

○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ノ通デ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十四家祿引直處分法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十四 家祿引直處分法案(千田軍之助君外五名提出) 第一讀會

家祿引直處分法案

第一條 舊和歌山藩士卒ニシテ明治二年藩政改革ノ爲減祿ヲ受ケ其ノ減祿率同年十二月二日太政官布告ノ祿制率ヨリ多額ノ減祿ヲ受ケタル者ハ右祿制ノ率ニ引直シ其ノ不足額ヲ明治三十年法律第五十號第一條ニ準據シテ給與ス

第二條 本法ノ給與ヲ受ケムト欲スル者ハ本法施行ノ日ヨリ滿一箇年以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 本法ニ規定ナキモノニハ明治三十年法律第五十號ノ規定ヲ適用ス

○恆松隆慶君(百四十三番) 是モ九名ノ委員ヲ議長ノ指名デ設ケラレテ、付託アラシコトヲ希望致シマス、政府委員ハ委員會ヘ出テ十分御述ニナツタラドウデス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 本案ハ亦反對ヲ申上ゲンケレバナラヌ位置ニ立チマシテ、甚ダ遺憾デゴザイマスルガ、各藩ノ家祿ハ明治二年六月二十五日各藩ノ知事ニ付達セラレマシタ、其第十一項ノ但書ニ依ッテ、各藩ニ於テ適宜ニ改正ヲ行フコトニナツテ居リマシテ、即チ各藩デハ適宜ニ改正ヲ行フテ以テツレ、支給ヲ致シマシタ、今日ツレヲ基礎ト致シマシテ、全國ノ家祿ハ一般ノ金祿公債ノ處分ニナツテ居リマスノデゴザイマス、然ルニ此法案デハ明治二年ノ十二月二日太政官布告ノ祿制法律ヨリ價格ノ減祿ヲ得タル者ハ、其祿制ノ律ニ引直シテ其不足額ヲ支給スルコト云フ趣意ニナツテ居リマス、此明治二年十二月二日ノ祿制申シマスノハ、中下大夫士以下祿制デゴザイマシテ、全ク各藩ノ家祿ノ制トハ異ナツテ居ルモノデゴザイマス、之ニ引附ケテ其不足額ヲ渡スト云フヤウナコトハ、到底出來マセヌノデゴザイマス、關係ノナイ法令デゴザイマスルカラ、其前ニモ申上ゲマシタ通、一般ノ家祿ノ處分ハ各藩適宜ノ改正ニ依ッテ既ニ處分済デゴザイマス、是ハ少イカラ又増スト云フヤウナコトハ謂レナイコトデゴザイマス、故ニ是ハ政府ハ絶對的ニ反對致シマスルカラ、ドウカ速ニ否決セラレンコトヲ希ヒマス

○山口熊野君(七十五番) 唯今政府委員カラ本案ニ附イテノ反對演説ガアリマシタガ、是ハ實ハ昨年當議場ニ於テモ成案ニナツテ委員付託ニナツテ居リマシタガ、未ダ決了致サナイ中ニ閉會ニナリマシタノデゴザイマス、政府ノ意見ハ意見デアルケレドモ、提出者ハ大イナル理由ガアツテ、是ハ大ニ調査ヲ要スル問題デゴザイマスカラ、唯今恆松君ノ發言ノ通、委員付託ニ賛成ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス

○望月長夫君(二十二番) 新ニ委員ヲ選ム必要ハアルマイト思ヒマス、先ニ指名ニナツタ舊神官云々ト云フ委員ニ付託セラレタラ宜カラウ

○議長(片岡健吉君) 今決定致シマシタカラ、次ハ議事日程第十五社寺上地林處分法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十五 社寺上地林處分法案(出水彌太郎君外六名 第一讀會 提出)

社寺上地林處分法案

社寺ノ上地ニシテ不要存置ニ屬スル森林ノ拂下ハ時價ノ半額ヲ以テ其ノ社寺ニ賣拂フコトヲ得

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(出水彌太郎君演壇ニ登ル)

○出水彌太郎君(百五番) 私ハ社寺上地林處分法案ノ提出ノ理由ヲ聊カ辯シマシテ、諸君ノ御贊同ヲ仰ギタイト思ヒマス、御承知ノ如ク此社寺上地林ノ處分ニ附キマシテ、昨年ノ議會ニ社寺上地林保管法案ト云フモノヲ提出致シマシタ所ガ、其當時政府カラ國有土地森林原野下戻法ト云フハ、國有林野テ、法ト云フノト、ツレカラモウツ森林資金特別法ト云フ三案ヲ提出サレマシツレト同一ノ委員ニ付託ニナツテ、段々委員會デ審議シマシタ結果、國有林野法即チ昨年法律第八十五號ト云フ法案ノ中ニ、社寺上地ノ處分ヲ多少相加ヘマシテ、ツレデ社寺上地林保管法ト云フモノヲ撤回致シマシテ、其社寺上地ノ處分ヲ國有林野法デ爲シテ賁フト云フコトニ歸シタノデゴザイマス、所ガ其林野法ノ中ニ社寺ノ現境内ニ編入ヲ願フト云フ條項ト、令一箇條ハ社寺境外上地ノ保管ヲ願フト云フノ二箇條ハ、詰リ他ノ上地林ト殊ニ社寺ニ特別ノ保護ヲ加ヘルト云フノ趣旨ハ加ツテ居リマスルガ、所ガ此森林資金特別會計法ノ結果トシテ、不要存置林ト云フモノヲ七千何万町歩ト云フモノヲ賣却ニ附スル中ニ、社寺林ガ多少加ツテ居リマシテ、其七千何万町歩ノ價格ガ二千三百万圓ト云フ内、社寺ガ二百萬圓程加ハツテアルナンドス、ツレガ其境外上地ノ内國有ニ必要ナラザルト云フモノダケ、賣ルト云フコトニナリマスルガ故ニ、既ニ昨年ヨリ處分セラレツ、アルモノガ澤山アリマスルデ、十年先キマデニツレヲ賣ルト云フコトニ歸シマスルノデアリマスルガ、免モ角モ他ノ上地林ト同様ノ價格デ社寺ノ上地林ヲ下ゲ得ルト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ナイト云フノ趣旨カラ、社寺上地林ダケハ特ニ時價ノ半額ヲ以テ、其社寺ノモノニ賣ツテヤルト云フコトニシタイト云フ趣旨デゴザイマス、ツレダケガ理由デアリマスルカラ、ドウカ宜シク御贊同下サレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 議長指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ委員付託ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程第十六東京市ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十六 東京市ニ關スル法律案(鳩山和夫君外九名 第一讀會 提出)

東京市ニ關スル法律案

第一條 東京市ノ公共事務ニ付テハ特ニ内務大臣直接ニ之ヲ監督シ市制中府知事又ハ府參事會ノ職權ニ屬スヘキモノハ總テ内務大臣ニ專屬ス

第二條 前條ノ事務ニ關シ市制中府知事又ハ府參事會ヲ經由シ行政裁判所ニ出訴スヘキモノハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

内務大臣ノ懲戒處分ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第三條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リ處分スヘキ場合ハ
市長内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ處分シテ市會ニ報告スヘキモノトス
第四條 本法規定ノ外ハ總テ市制ヲ適用ス

附則
本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(利光鶴松君演壇ニ登ル)

○利光鶴松君(二百六十三番) 簡短ニ提出ノ理由ヲ説明致シマスルガ、本案
ハ鳩山君ヨリ演說致ス積リデアリマシタガ、鳩山君ハ何處ヘカ消エテシマ
マシタノデ、私カラチヨット代ッテ演說致シマス、本案ノ理由ハ此理由書ニ
アル通デ、サウ致シマシテ本案ハ既ニ昨年ノ議會ニ於キマシテ、満場一致ヲ
以テ即決ニナッタ所ノモノト同一ノモノデ、一字一句モ變リガナイノデゴザ
イマスカラ、ドウゾ満場一致ノ御賛成ヲ以チマシテ、且ツ即決ヲ希望致スノ
デコザイマス

(賛成々々)又ハ「即決異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 利光君今ノ即決ト云フノハ、議會省略ノコトニナリマ
スカ

○利光鶴松君(二百六十三番) 左様デス

(恆松隆慶君「直ニ二讀會ヲ」ト呼フ)

○議長(片岡健吉君) 議會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ議會ヲ省略スルコトニ致シマス

○大三輪長兵衛君(八十四番) 八十四番

東京市ニ關スル法律案

(政府委員内務省地方局長柴田家門君演壇ニ登ル)

確定讀

○政府委員(柴田家門君) 本案ニ附キマシテハ、昨年本院ニ提出ニ相成リマ
シタ際ニモ、政府ハ御同意ヲ申上兼ネルコトヲ申述ベテ置キマシタガ、今日
ニ於キマシテモ矢張本案ニ御同意ニ申上ゲルコトハ出來マセヌ、此意見ヲ表
明シテ置キマス

○大三輪長兵衛君(八十四番) 八十四番

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附キマシテ御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通過確定致シマス——大三輪長兵
衛君、何デスカ

○大三輪長兵衛君(八十四番) ドウゾ私ハ是ハ委員付託ニ願ヒタイ
(「モウ決定シタ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十七重要物產同業組合法案第一讀會ノ
續、委員長報告、永井嘉六郎君

第十七 重要物產同業組合法案(恆松隆
慶君外五名提出) 第一讀會ノ續(委員長
報告)

(永井嘉六郎君演壇ニ登ル)

○永井嘉六郎君(七十二番) 諸君、唯今日程ニ上リマシタ所ノ重要物產同業
組合法案ハ、委員會ハ全會一致ヲ以チマシテ通過致シマシテゴザイマス、通
過致シマスルニハ一箇條ノ修正ヲ致シマシタデゴザイマス、之ヲ申上ゲル前
ニ一應御斷ヲ致シテ置キマスコトゴザイマス、ソレハ曩ニ提出者ゴザイ
マシテ、重要輸出品同業組合法中改正法律案ト云フモノヲ出シタノデゴザイ
マス、デ此改正法律案ヲ吾々委員ガ色々ト議シテ居リマシテ、ソレハ修正
等モ加ヘテ居リマス所ヘ、尙ホ提出者ノゴザイマシテ、更ニ重要物產同業組
合法案ト云フモノガ出タデゴザイマス、デ雙方照合セテ見マスルト、其趣意
ニ於テハ決シテ變リハナイノデゴザイマシテ、ソレガタメニ曩ニ提出致シマ
シタ即チ一月二十日ニ委員長ト致シテ報告致シタ分ハ、曩ニ議長ガ御宣告ニ
ナリマシタ通、撤回ニサレタデゴザイマスガ、茲ニ存在ヲ致シテ居リマス
ル案ハ——今茲ニ十七日日程ニゴザイマスル所ノ重要物產同業組合法案デ、
左様御承知ヲ請ヒマスデゴザイマス、ソコデ此法案ニ附キマシテ政府委員ノ
意見モ聞キマシタシ、又委員ニ於キマシテモ種々討論モ致シマシテゴザイマ
スルガ、結局一條ヲ加ヘマセヌケレバ完備致シマセヌト云フコトデゴザイマ
シテ、諸君ノ御手許ニ回シテアリマスル所ノ二十三條ヲ加ヘマセヌデゴザイ
マス、此二十三條ヲ加ヘマスルト、先ヅ此法案ハ完全無缺ノモノト申シテ、
私ハ敢テ差支ノナイモノト信ジマスル、ソコデ現行法——現行法ト此改正案
ト比較致シマシテ、改正ニナリマシタル條項ハ、此法律案デ御分リニナッテ居
リマセウケレドモ、一應其要點ヲ簡短ニ申上ゲマスデゴザイマス、其第一ニ重
要輸出品ト爲ッテ居リマシテハ、甚ダ範圍ガ狭ウゴザイマシテ、今日ノ社會
ニ適當致シマセヌデゴザイマスルカラ、重要物產ト改メタデゴザイマスル、
ソレカラ現行法ノ第三條ニ五分ノ四トゴザイマシタノヲ、三分ノ二ト致シマ
シタノハ、漁業及產牛馬法等モ既ニ二分ノ一ト云フコトニナッテ居リマシテ、
是ハ勿論斯ウ致シマセヌケレバ、不便ト云フコトデゴザイマシテ、斯様ニ致
シタノデゴザイマス、現行法ノ第八條ニ副組長ヲ一名トゴザイマシタノヲ、
之ヲ若干名ト致シマシタ、是モ斯ウ致シマセヌデハ甚ダ其事業上ニ於テ差支
ガアラウト云フノデ、斯様ニ致シタノデゴザイマス、ソレカラ現行法ノ十一
條ニ貸借對照表ト云フモノヲ作ッテ、サウシテ此組合カラ一々農商務ノ方ヘ
上申ヲスルト云フコトニナッテ居リマスガ、之ハ實際空文デゴザイマシテ、サッ

バリ行レテ居リマセヌノデゴザイマスカラ、斯ウ云フ困難ノモノハ引拔イタ
デゴザイマスル、ソレカラ是マデハ地方長官ニ組合員ノ監督ヲ爲サシムルト
云フコトガゴザイマセヌノデゴザイマシタガ、是ハドウモ此組合ノ監督ヲ地
方長官ニサセマヌノハドウシテモ、此組合ノ整理上必要デゴザイマスカラ、
此項モ加ヘマシタノデゴザイマスル、ソレデ是マデハ此組合法ニ附キマシテ、
農商務ニ於テ總テ直轄ヲ致シテ居リマシタガ、追々組合モ殖エテ參リマシテ、
尙ホ直轄デハ農商務ニ於テモナカノ手ガ届キマセヌト云フヤウナ場合ガゴ
ザイマス、ソレ故其職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルト云フコトヲ致シマシ
タノデゴザイマス、ソレデ現行法ノ十九條ハ削リマシタ、デ此法案ニ附キマ
シテハ、政府委員ニ於テモ全然贊成デゴザイマスルシ、又委員會ニ於キマシ
テモ固ヨリ此事ニ就イテハ、全會一致ヲ以チマシテ通過ヲ致シマシタ譯デゴ
ザリマスルカラ、是非ドウゾ此案ニ附キマシテ御贊同ヲ請ヒマヌノデ
○恆松隆慶君(百四十三番) 本案ハ直チニ二讀會ヲ開カレ、讀會省略デ可決
アランコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ全部ヲ議題ニ供シマス

重要物產同業組合法案

確定議

○恆松隆慶君(百四十三番) 委員長ノ報告通確定アランコトヲ希望致シマ
ス

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程第十八殖林
ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律案第一讀會ノ續委員長報告——山田

喜之助君

第十八

殖林ノ爲設定シタル地上權登
記ニ關スル法律案(磯田和藏
君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長
報告)

〔山田喜之助君演壇ニ登ル〕

○山田喜之助君(十三番) 殖林ノタメ設定シタル地上權登記ニ關スル法律案
ニ附イテ御報告致シマス、本件ハ個人ノ資産及國家經濟ノ上ニ於キマシテ重
要ナル、關係ヲ有テ居ル問題デゴザイマスカラ、委員會ハ特ニ審議ヲ盡シマ
シテ、且ツ政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、其上原案ノ趣意ハ至極嘉スベキコト
デアツテ、採用スベキモノト認メマシタガ、尙ホ若干ノ修正ヲ要スルモノト

表決致シマシテ、其修正ノ結果ハ皆様ノ御手許ニ印刷シテ回ッテ居ル次第デ
アリマス、修正ノ要點ハ極テ簡潔ナルモノデアリマスガ、ザツト御話致シマ
ス、本案ハ初二箇年ト云フ有効期限ヲ極メテアリマシタガ、元ト是ハ變則
的ノモノデアリマシテ、且ツ前ノ民法施行ノ際ニ於キマシテモ、登記ハ一箇
年ト云フコトデアリマシタカラシテ、變則ノ法律ヲ永ク續ケルト云フ話モナ
カラウト云フ考ト、且ツハ一箇年ノ猶豫ガゴザイマスルナラ、登記ハ差支
ナク出來ルモノト認メタ、ソレデ二箇年ヲ一箇年ニ修正致シマシタ、次ハ但
書ヲ加ヘマシテ「本法施行前適法ニ登記シタル第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ
得ス」ト致シマシタ斯ノ如ク但書ヲ適用スル場合ハ事實ニ於テハ多クアルマ
イト認メマシタガ、併ナガラ實際ノ事柄ニ於テアリ得ベキ事柄デアリマスガ
ラ、普通法律ノ原則ニ基キマシテ、善意ノ第三者ノ權利ヲ損害スルコトガ出
來ナイト云フコトヲ加ヘマシタ、無論普通法律ニ基キマシテ、善意ノ第三者ト
云フノデアリマスカラ、地上權ノアルコトヲ知ッテ買受ケマシタ者トカ、或ハ
惡意ヲ持チマシタ所ノ者ガ、此但書ノ恩惠ヲ被ラヌコトハ當然デアリマス、次
ニ地上權ヲ證明致シマスル書類ト云フコトニ付キマシテハ、原案ニ附イテハ
何等モ制限モ說明モナイノデアリマシタ、然ルニ長野縣ヲ始メ其他ノ諸縣ニ
於テ、事實上存在シテ居ル所ニ依ルト云フト、此地上權ヲ證明スルニ附イテ
村長若クハ其他ノ公吏ノ與書ノアル書面ヲ持ッテ成立ッテ居ルノデアリマス、
故ニ委員會ニ於キマシテハ單純ニ書面トノミアリマシテハ、餘リ廣キニ失ス
ルト云フ恐ガアリ、且登記官吏ガ其局ニ當ッテ居リマス場合ニ於テ迷ヲ生ズ
ルコトガアツテハ獨リ登記官吏ノ職務上ノ迷惑ノミナラス、矢張登記ヲ受ケ
ル人々ノ迷惑ニモナルコトデアリマスカラ、是ハ明白ニ極メテ置イタガ宜カ
ラウト云フコトデ、即チ地上權ヲ證スルニ足ルベキ證書ト云フモノ、種類ヲ
極メマシタ、單ニ公正證書ト言ッテモ、或ハ明瞭ヲ缺ク恐ガアリマスルノデ、官
吏ハ勿論舊村長若クハ其他公吏ノ資格ヲ帶ビテ居リマス認證致シマシタ證書
又ハ與書シタルモノハ、認證ト同一ト認メテソレヲノ書類ガアレバ、其書類
ニ依ッテ登記スルコトニ致シマシタ、附則ハ無論普通法律ノ施行ニ從ッテ宜
カラウ、本法ニ限ッテ特ニ設ケル必要ガアリマセヌカラ、削リマシタ、此修
正案ハ政府委員ニモ不同意ガナイト云フコトデ、全會一致ヲ以テ斯ノ如ク修
正ニナリマシタ、審議ヲ以テ速ニ御可決アランコトヲ望ミマス

○望月長夫君(二十二番) 私ハ質問ガ致シタイ、唯今委員長ノ報告ノ中ニ、
政府ノ保護ヲ受ケルハ善意ノ第三者ニ限ルト云フコトデアリマシタガ、配付
ニナッテ居ル修正案ハ單ニ「但本法施行前適法ニ登記シタル第三者ノ權利ヲ
害スルコトヲ得ス」ト云フダケデ、善意ト惡意ノ區別ガナイ、日本ノ民法ノ主
義ハ——此登記法ノ主義ハ確ニ善意惡意ヲ區別シナイ主義ニナッテ居ルト思

フ、斯ウ書イテ置イテ特ニ善意惡意ノ區別ヲスルコトガ出來ル例外ニナルト云フコトハ、ドウシテ言レマス

○山田喜之助君(十三番) 詰リ一般ノ法則ニ依ッテ積デアリマス、今ノ御論ハ登記法ノ解釋デアリマセウ

○恆松隆慶君(百四十二番) 是ハ委員會ノ修正通且ツ切迫ノ際デアリマスカラ、讀會省略ニテ確定アラシコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ確定スルコトニ致シマス——本案ニ附イテ御異議ハアリマセヌカ

殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律案

確定議

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定ト認メマス——次ハ議事日程第十九蟲害地租特別處分法案、第一讀會ノ續委員長報告

第十九 蟲害地租特別處分法案(板東勘五郎君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(下飯坂權三郎君演壇ニ登ル)

○下飯坂權三郎君(十七番) 本案ニ附イテハ、去ル二日ニ委員長及理事ノ選舉ヲ行ヒマシテ、其法案ハ既ニ公報紙上ニ於テ皆サンガ御承知ノ通、超エテ三日委員會ヲ開キマシテ、農商務遞信ノ兩政府委員ノ意見モ尋ネマシタ、農商務ノ政府委員ノ申サル、ニハ、昨年十七名ノ技師ヲ派遣シテ苗代發生ノ折カラシテ、蟲害ニ附イテハ注意ヲ與ヘテ居タ、然ルニ此德島縣那賀郡立江外二箇村ニ現レマシタ所ノ、即チ螟蟲ノ害ハ驅除ニ力ヲ用ヒルサウデアリマスケレドモ、此二箇村ノ地勢ハ詰リ山ヲ負ウテ居ルヤウナ場所デアリマシテ、或ル場所ニ蟲害ガアツテソレガ蔓延致シテ、トモモ人力ヲ以テ防グコトガ出來ナイト云フコトデ、斯ノ如キ害ヲ被ツタト云フ譯デアリマス、ソレカラ大藏省ノ意見ヲ聞キマスルニ、其當時別ニ取調ベタモノハナイガ、併シ追々報告等ニ依ッテ承知モシテ居ルガ、其段別ハ凡ソ數百町歩内外デアアル、ソレニ對スル地租ハ凡ソ五千位ノモノデアアル、此本案ニ附イテハ生産力ヲ恢復スル上ニ、他ニ施スベキモノハナイ、此案ガ兩院通過ノ曉ニハ、相當ナ處分ヲシナケレバナラヌ、法律案デアラウト信ジテ居ルト云フ答辯デゴザイマスノデ、其他色々諸君カラシテ質疑モゴザイマシタガ、結局此案ニ附イテ異議ノナイト云フヤウナコトデゴザイマスノデ、即チ委員會ノ結果ハ全會一致ヲ以テ可決ノコトニナツタ次第デゴザイマス、希ハクハ滿堂ノ諸君ハドウゾ御賛成アラシコトヲ冀ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○大瀧傳十郎君(二百二十九番) 私ハ此蟲害地租特免ノ案ニ反對、即チ委員長ノ報告ニ反對、本案ハ二讀會ヲ開クベカラズ、即チ否決スベキモノト思フ

ノデゴザイマス、是ハ唯今現レテ居リマスル所ノ案ニ對シマシテハ、如何ニモ小サイ問題ノヤウニ思ハレル、併ナガラ之ヲ熟考致シテ見マスルト、隨分ハ大ナル問題デアラウト思フノデアアル、故ニ此問題ニ附イテハ十分諸君ノ御審議ヲ煩サシケレバナラヌ問題デアルト私ハ深信スルノデアアル、私モ此被害ノ慘狀ノ點カラ見マスレバ、隨分此案ニハ贊成致シタイト思フノデアアル、サリナガラ速モ贊成ハ出來ナイ、茲ニ理由ガ多キアリマスルノデゴザイマスル、何ゼナラバ本案ノ此害ト云フモノハ蟲害デアアル、唯今委員長ノ報告モアリマシタケレドモ、此蟲害ト云フモノハ人ノ力ヲ隨分救フ道ガ十分アリマスノデ、水害トハ決シテ同視スベキモノデナイノデアアル、故ニ此蟲害ハ本議會ニ萬一ニモ此案ガ通過致シタナラバ、非常ニ國ノ經濟ニ影響ガアルト私ハ思フノデゴザイマス、此案ノ第二條ヲ見テ見マスレバ、即チ土地ノ收穫皆無ナルモノニ限リ、三十二年度ノ地租ヲ免除スルウナツテ居ル、此條項カラ見マスルト、即チ田地モ畑モ皆此蟲害ニ罹ルモノハ免除スルト云フコトデアアル、今マデ此水害ノ特別法案杯ニハ、即チ地價ニ限ッテ免除スルト云フコトモアツタノデゴザイマス、併ナガラ此案ハ畑ニモ免除スルヤウニ出來テ居リマスル、故ニ此水害ノ案ヨリハマダ區域ガ廣クナツテ居ル、第一ニ此案ガ本會ヲ通過致シタナラバ、第十五議會ヨリ致シテハ續々ト、此蟲害ト云フモノハ申出ラデアラウト思フ、何ゼナレバ此案ノ最初板東君ノ演說ヲ聞イテ見マスルト、此三十二年ニ德島縣ノ那賀郡立江村板野村羽ノ浦村斯ウ云フ明文ガ唄ッテアルノデアアル、是ハ成程隨分慘狀ヲ極メテ又之ヲ救ッテモヤリタイ、サリナガラ之ヲ許シタラ實ニ際限ノナイコトニナルデアラウト私ハ思フノデアアル、是モ隨分第一條ト云フモノハ實ニ漠然トシテ居ルノデアアル、「簡短々々」ト呼フ者アリ十分ニ私ハ申シマス、何ゼナレバ際限ノナイト云フノハドウ云フ譯デアアルカト云フト、是ハ即チ何村々ハ蟲害ニ罹ツタカラ免除シテ呉レヌウ云フコトデアアル、併ナガラ來年度ヨリ致シテハ隨分此蟲害ト云フモノデス段々此農事ノ改良ニ進ムニ從ッテ、蟲害ト云フモノモ段々出テ來ルノデアアル、例ヘテ見マスルト醫術ガ進ムニ從ッテ病ガ段々増加スルト矢張理窟ハ同ジコトデアリマス、是ハ天然ノ理デアリマス、之ヲ許シタナラバ毎年々々何處ノ土地ニ至ッテモ蟲害ノナイト云フコトハ決シテナイ、一村カ一郡ガ蟲害デアラカラ之ヲ許スノデアアル、又一ト字ノ蟲害デアラカラ許サレヌト云フコトハ、理窟上云フコトガ出來ヌノデアアル、故ニ斯ノ如キ案ヲ萬一本議會ガ通過致シタナラバ、將來際限モナイ蟲害ノ案ト云フモノガ出テ來テ、其結果トシテハ

大ニ此國ノ財源ニ私ハ影響シテ來ヤウカト思フノデアアル、是ハ第一ノ私ノ理由デアリマス、今日我國ノ財源ハ何ガ一番鞏固デアアルカト申シマス、地租ガ一番私ハ鞏固ナル財源デアルト思フ、然ルニ斯ノ如キ案ガ年々歳々山ノ如ク出ナラバ、決シテ此地租ガ鞏固デアルト云フコトハ云ヘナイ譯、既ニ三十二年度ニ於キマシテモ、財政ノ整理ノタメニ地租ヲ増加シタ場合デアアリマセヌカ、然ルニ此案ヲ萬一通過致シタラバ、前段私ガ申述ベマスル通、實ニ國家ノ非常ナル是ハ財源ニ影響ヲ來スコトデアリマスカラ、私ハ第一ノ理由トシテハ到底此案ニ賛成スルコトガ出來ナイ理由デアアル、又第二ニハ段段此今日ノ事業ノ進ムニ從テ、農事ノ改良ト云フモノハ日ニ増シ進デ來ルノデゴザイマス、ソレカラ先刻申述ベマシタ通、農事ノ改良ガ進ムニ從テ、即チ此蟲害ト云フモノハ多ク出テ來ル、勿論多クナラテ來ルノデアアル、然ルニ今日ノ農民ノ有様ハドウデアアルカト云フト、隨分此蟲害ト云フモノハ或ル地方ニ至テハ格別齒牙ニ懸ケナイ、蟲害ノ豫防ト云フコトモアリ、蟲害ノ驅除ト云フコトモ隨分獎勵シテアルニ拘ラズ、或土地ニ至テハ蟲害驅除モセズ豫防モセズ、ソレガタメ非常ナ慘狀ヲ極メル土地ハ既ニ此兩三年前ニ於テ、各地方ニアツタデアアル、然ルニ斯ノ如キ所ノ蟲害ヲ年々歳々特免シテ來タラバ、甚ダ私ハ農事ノ改良ノ阻害ニモナルコトデアラウト思フ、デアアル故ニ、是ハ十分ニ此問題ハ小ナル問題デアアルト雖モ容易ナラヌ問題デ即チ國家ノ財源ヲ鞏固ナラシメル所ノ問題デゴザイマスカラ、諸君ハ十分ニ御審議アツテ御贊成アラシコトヲ、偏ニ希望致シマス

○板東勘五郎君(九十七番) 私ハ唯今ノ反對論者ヲ一應辯駁ヲ致シテ置キマス

(「ヨレ給ヘ」ト呼フ者アリ)

(「贊成スルノダカラ述べル必要ハナイ」ト呼フ者アリ)

○板東勘五郎君(九十七番) チヨット簡短ニ言ウテ置キマス、大變間違ッテ居リマスカラ

(板東勘五郎君演壇ニ登ル)

○板東勘五郎君(九十八番) 諸君、此法律案ニ對シマシテ唯今反對論者ガ現レマシタガ、此案ハ既ニ委員會ニ於キマシテモ滿場一致ノ決議且ツ農商務省並ニ大藏省殊ニ財政ニハ能クチビリマスル大藏省ノ政府委員ニ於テモ、止ムナキモノト認メテ同意ヲ表セラレタ案デアリマス、又各黨派ニ於キマシテモ、總テ黨議トシテ御贊成ヲ得テ居ル案デゴザリマスカラ、別ニ反對論者ニ對マシテ、彼是喋々辯ズル必要モアリマセヌガ、唯一一ノ點ニ附イテ將來此法律案ノ値ニモ關ハルコト、思ヒマスカラ、唯一言ヲシテ置キタイト思ヒマス、先ヅ第一ニ反對スル論ヲ惹起シテ曰ク、此蟲害ノ法律案ガ出來タナラバ、非常

ニ將來ノ財源ニ關係スル、斯ノ如キモノハ人爲以テ防ギ得ラル、モノデアアルト云フコトヲ、一ノ骨子トシテ言レマシタデアリマス、然レバ之ヲ反對スルノ理由ハ、人ノ力デ防ギ得ラルベキモノヲ意ツタガタメニ、害ヲ受ケタノデアアル、然ラバ自業自得デアアルカラシテ、如何ナル艱難モ國ハ之ヲ救フコトヲシナイト云フハ一般ナ論デアアル、此法律案ハ果シテ人爲以テ防ガレルモノデアアルカ、學理上防ギ得ラレルモノデアアルヤ否ヤハ姑ク措イテ、苟モ現在ニ於テ斯ノ如キ被害ノ慘狀ヲ呈シテ居ル以上ハ、國トシテ之ヲ助ケルガ至當ナリト云フ所ノ法案デアアルデアアル、若シ又人ノ力ヲ以テ防ガレルトスレバ、丁度反對論者ノ例ニ舉グラレタ如ク、傳染病豫防ハ何デアリマセウガ、學理上衛生ヲ衛生ヲ守タナラバ、決シテ蔓延ヲシナイト云フ一定ノ論ガアル、果シテ然ラバ傳染病ニ罹ラタ者ハ國家ハ自業自得トシテ、之ヲ見棄テルノデアリマス、水害ノ地方ハ水ガ出ルト云フノハ、多クノ堤防ヲ築ケバ宜シイ、排水ヲスレバ水害ノ豫防モ出來ルノデ、果シテ然ラバ水害特別免租法案ハ何トシテ成立ッテ居ル、反對論者トシテ斯ノ如キ理由ヲ以テ反對セラル、ノハ如何シタ譯デアアル、縱シ又人ノ力ヲ以テ救ヒ得ラル、モノトスルモ、現在殆ド十萬以上ノ損失ヲ顧ミズ、僅カ數千圓ノ特別免租ヲ得シガタメニ、二六時中營々役々トシテ折角ノ努力モ全ク皆無ニ歸シタル悲慘ノ實況ヲ見テ、救フコトヲ知ラヌト云フ沒理漢ノ人間ガ世ノ中ニアリマセウカ、恐ラク殘酷非道ナル反對論者ノ外ハナカラウト私ハ思フノデアリマス、殊ニ又斯ノ如キ法案ガ出タナラバ、凡ソ底止スル所ヲ知ラナイト云フ論ガアリマセウガ、不幸ニシテ日本全國ニ此事實ノ如キ蟲害ガアリマシタナラバ、殆ド國帑ヲ空シタシテモ之ヲ救ヒ助ケナケレバナラヌデアアル、唯諸君ハ是マデ水害地方特別免租法案ニ伴ウタル弊害ヲ見テ、直チニ此蠅蟲ノ害ニ比スルノハ、決シテ其當ヲ得タルモノト云フコトハ出來マセヌ、此法案ニハ殊ニ反對論者ノ議論ニ於テ述ベラレタ所ノモノヲ防ガンガタメニ、立派ニ區域ヲ限ッテアル、而シテ此區域中ニ於キマシテハ、土地ノ稅務署吏員ガ參ッテソレノ調査モシテ居ル、故ニ皆無ト云フ調査ニ至タツノハ立派ニ證據立テルコトガ出來ルタメニ、法律案トシテ少モ疵ノナイ法律案トシテ成立ッベキモノデアリマス、又此ニアル蠅蟲ト云フモノハ、稻ニ著クモノデ殘酷ナル蟲デアリマシテ、畑其他ノ山林ニ附カヌ性質ノモノデアリマス、現ニ此被害ニ於テモ田地ノミニ限ッテアルノデアリマス、自ラ田地ノ皆無ニ歸シタモノト云フコトヲ、御承知ニナラナケレバナラヌ譯デアリマス、殊ニ唯今御演說ニナツタ弊害ガアリマシタラバ、何ゼ諸君ハ水害地方特別免租法案ノトキニ絶叫シテ、其利害ヲ述ベラレナイノデアリマス、年々歳々法律案ト爲リ、現ニ今日實施シテ居ル水害地租特別免除法案ナルモノニ於キマシテハ、既ニ先月ニ於テ讀會ヲ省略致シ委員會ニモ付託セズシテ貴族院ニ回ハシテ居ルノデアアル、是トキ々較ベマ

シテモ、其慘狀ニ於テ蟲害ノ容易ナラヌコトヲ認ムルコトハ出來ルノデアリマス(モウ宜シイ)ト呼フ者アリ)大體ニ於キマシテハ是デアリマスガ、終リニ臨シテ私一言ヲスル(モウ分ッタリ)ト呼フ者アリ)昨年財政計畫ニ於キマシテ、地租ヲ増加シマシテ即チ農民ノ負擔ヲ増シタコト反對論者モサウ言フテ居リマス、即チ農民ハ國家ニ對スル義務ヲ負ウテ居ルノデアリマス、然ラバ或ル部分ニ於テ災害ノタメニ非常ナ艱難ヲ受ケタ者ハ、國家ノ責務トシテ是ヲ救フノ道ヲ講ズルハ當然ナコトデアリマス、故ニ蟲害地租免除法案トシテハ法律案トシテ、最モ完全ナル法律案デアリマスカラ、多言ハ須ヒマセヌ、諸君ノ御賛成ヲ求メマス

(贊成々々)ノ聲起ル

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

(恆松隆慶君討論終結ト呼フ)

●工藤行幹君(二百七十九番)　チト御退屈デゴザイマセウガ、大事ノ問題デゴザイマスカラ御清聴ヲ煩シマス、私ハ此法案ニ反對スル者デアリマスガ、併シ私ハ此地租デ五千圓トカウレ等ノ少々ナル金ヲ吝ムノデハナイ、被害ノ人民ノ難義ハ如何ニモ難義デ、板東君ノ仰シヤル所一理ナイデアアリマセヌ、私ガ之ニ反對スルノハ政府委員ノ處置ニ附イテ、甚ダ私ガ奇怪ニ感ズルノデアリマス、今板東君ノ御説ニ依ルト、政府委員ハ之ニ同意セラレタコト云フコトデアリマス、誠ニ私ハ怪シカラヌコトデアルト思フノデゴザイマス、何トナレバ此地租ノ稅ト云フモノ、根源ヲ、之ニ同意スルト云フナレバ全ク忘却シタ者デアアル、地租改正ノ大趣意ヲ忘却シタ者ト言ハナケレバナラヌ、是ハ私ガ深ク悲ムノデゴザイマス、諸君試ニ舊ノ稅ノ所テ言ウテ見タナラバ、成ル程其裁ノ出來ナイトキニハ取ラヌト云フ法律デゴザイマシタカラ、ソレデイタナラバ是ハ無論其通ニシナケレバナラヌト云フコトハ當然ナコトデアアル、然ルニ地租改正ノトキノ趣意ト云フモノハ、畢竟成ルタケ地租ノ分ハ安クシテ、之ヲ年々ニ之ヲ出來タナラ取ル、出來ナイカラ取ラヌ、米價ガ安クナタカラ取ル取ラヌト云フコトハ止メテシマツテ、之ヲ五箇年ノ平均ニシテ、後ト五年マデハ動カサヌト云フコトデ、確乎トシタ基ヲ据ヘタノデゴザイマス、今度ハ其基ヲ忘レテシマツテ、或ル部分ニ是ガ蟲害ガアツタカラシテ取ラヌ、之ヲ免除スルト云フノハ抑々之ニ同意スルト云フノハ、政府ノ趣意ハ何處ニアルカ、ソコデ一時ハ米價ノ安クナタタメニ、大變地租改正ノ結果トシテ困難ヲシタノデゴザイマス、ソレヲ救フニハドウシタカト云フト、或ハ火災救助ノ規則ニ依ツテ、種籽ノナイモノハ官デ呉レルト云フ法モ立テアル、或ハ米價ガ下落シテ困ツタトキニハ、一時之ヲ借りテサウシテ年々納メルト云フ法モ拵ヘテ居ル、是ハ何デアアルカト云ヘバ、ドウシテモ當時堪ヘナイモノデアアルナラバ、政府カラ延納ヲサセルト云フモノカ、或ハ預米ト云フモノヲ拵ヘテ、政府デ米ヲ預ツテ居ツテ、追テ直段ノ上ツタトキニヤレバ、人民ノ如キ法律ヲ拵ヘテ地稅ヲ保護シタノデゴザイマスガ、即チ此地租ト云フモノガ年々ノ出來高ニ依ツテ動イテハ、財政ノ本ガ立たヌニ就イテ、此本ヲ鞏固ニスルガタメニ、斯ノ如キコトヲヤッタノデゴザイマス、ソレヲ今ニ至ツテ斯ウ云フコトヲ一々政府ガ同意スルト云フナラバ、實ニ私ハ奇怪ナコトデアルト思フノデゴザイマス(板東勘五郎君「水害免租ハドウデス」ト呼フ)成ル程水害ノコトモ私ハ不同意デアアル、併シ議場ヲ通ツタコトハ言ヒマセヌケレドモ、水害ノコトハ是ト違フノデアアル、何故ナレバ區域ガ狹イ、是ハ僅ニ三箇村デアツテ、其害ヲ被ツタ者ニナルト云フト、難儀ニ於テハ輕重ハナイケレドモ、大小カラ言ウテ見ルト、水害トハ餘程違フモノデアアル、殊ニ先達テ私ガ此事ニ就イテ質問シタトキニモ、或ル土地一部ニ就イテ皆無デモ、地租ヲ免除スルト云フ譯デアツタ、サウ云フ譯ナラバ或ハ一人ノ民有地ニシテ、十筆カ二十筆ノモノガ蟲害ニ罹ツタ皆無ニナツタトキモ、此難儀ヲスル者カラ見レバ、自分デ持ツテ居タ地面ガ皆無ニナレバ、一人ノ難儀ト云フコトニナレバ同ジク難儀ヲ受ケルノデゴザイマス、斯ウ云フモノモサウスレバ特免シナケレバナラナイ、又是ヨリ小サクテ一村ノ中ノ十人ノ者ガ、若シ皆無デアツタナラバドウシテモ免シテヤラナケレバナラヌト云フコトハ、理ノ當然デゴザイマス、政府ハ一村デアアルカラ免ス、一人デアアルカラ免サナイト云フ道理ハ決シテナイコトデアアラウト思フ、昔ノ檢見法ニ依ツテモ必ズ大小ニ依ツテヤルノデ、是ハ一郡ノ中ノ僅ニ三箇村ノコトデアアルノデアリマス、殊ニ私ハ政府ノ不親切ナリト云フコトヲ言フノハ何デアアルカ、政府ニ於テ愈々人民ノ生活ガ立行カヌト云フコトデアアルナラバ、政府自ラ斯ノ如キ案ヲ出シテ此人民ヲ救助スルト云フコトガ當然デアアル、然ルニ之ヲ打ヤツテ置イテ議院カラ出タ所デ、同意スルト云フヤウナ不束ナコトヲスルニハ、私ハ如何ニモ驚クノデアアル、而シテ斯ウ云フコトヲ度々ヤルト、隨分是ハ弊害ガ起ツテ來ルコトデアアル、諸君等ノ中ニハ決シテサウ云フコトハナカラウケレドモ、或ハ數年ノ中ニハ情實已ムヲ得ズ、議員カラ進デ斯様ナ小部分ノモノ、案ヲ議會ニ提出スルト云フヤウナコトニナツタナラバ、實ニ私ハ此弊害ノ及ブ所ハ容易ナラヌコトデアアラウト思フ、他ノ祿杯ノ案ガ出ルト政府委員ガ度々反對ト云フコトヲ大キナ聲ヲシテ言ヒナガラ、此案ニ就イテ大藏省ノ政府委員ガ居ラヌト云フハオカシイ、私ハ畢竟是ハ政府委員ガ或ハ貴族院デ提議シノ策ヲ講ジテ止メサシテシマフ策デハナイカ知ラヌト思フテ居タ所ガ、豈ニ圖ランヤ板東君ノ論ニ就イテ、政府ガ同意シタト云フコトデアレバ、益奇怪ニ堪ヘヌノデアリマス、ソコデ此人民ガ困ルナラバ困ルダケノ、或ハ滯納處分ヲスルナリ、或ハ種米ノナイト云フコトナラバ種米ヲヤルノモ宜カラウト思ヒマス、ソレヲ一

小部分ノタメニ其時々斯様ナ法律ヲ拵ヘルト云フコトハ、如何ニモ困ル、諸君試ニ法律ト云フモノハ、大抵日本ノ大部分ニ行レルヤウナコトヲ以テ法律ト云フザヤゴザイマセヌカ、ソレヲ年々其土地ニ限リ其村ニ限リテ法律ヲ拵ヘテ、免除トカ何トカ云フコトニスルコトニナッタラバ、終ニハ一人一個ノタメニ、一時ノ事ノタメニ法律ヲ拵ヘナケレバナラヌト云フヤウナコトニナラウト思ヒマス、果シテ此村ノ災害ヲ救ハントシタラバ、政府ハ他ニ救フ所ノ途ガアリマセウ、又縣内ニ於テモ救フ途ガアリマセウ、一郡ニ於テモ救フ途ガアリマセウカラ、斯ノ如キ案ハ惡例ヲ貽スモノデゴザイマスカラ、斷然之ヲ否決セラレンコトヲ希望スル者デゴザイマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 討論終結ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ討論終結ト致シマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開カウト云フ恆松君ノ動議ニ賛成ガアリマスカラ、直チニ二讀會ヲ開クヤ否ニ附イテ採決致シマス、直チニ二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

蟲害地租特別處分法案

第二讀會

○恆松隆慶君(百四十二番) 直チニ確定議トセラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、本案ニ附イテ御異議ハアリマセヌカ

蟲害地租特別處分法案

確定議

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガ無ケレバ確定ト認メマス、議事日程ノ第二十韓國京釜鐵道速成ニ關スル建議案 佐々友房君

第二十 韓國京釜鐵道速成ニ關スル建議案(星亨君外七名提出)

韓國京釜鐵道速成ニ關スル建議案

韓國ニ於ケル京釜鐵道ハ明治二十七年我カ政府ト韓國政府トノ暫定條約ニ基ツキ明治二十九年以來我カ國人溢澤榮一外百四十餘名ノ發企ニ係リ我カ駐韓公使ノ手ヲ經テ數回交渉ノ末明治三十一年九月ニ至リ始メテ合同條約ヲ締結スルノ運ニ至リ數設起工ノ許可ヲ得タリ而シテ該合同條約ニハ起工

ハ三年ヲ限リ竣工ハ十五年ヲ限ルノ條件ヲ定メタリ爾來既ニ一年有餘即チ殆ド起工期限ノ半ヲ經過スルモ京釜鐵道會社ハ未其ノ成立ヲ見ルニ至ラス起工ノ計畫未其ノ緒ニタモ就カサルハ甚遺憾トスル所ナリ是必竟我カ民間經濟界資本闕乏ノ致ス所ニシテ發企人ニ於テモ亦已ムヲ得サルノ事情アルニ因ルヘシト雖熟ラ按スルニ該鐵道ノ發企ハ唯リ私人營利ノ目的ノミニ出テタルニ非スシテ該鐵道線ハ實ニ韓國ニ於ケル大幹線路ノ過半ヲ占ム他日東清鐵道乃至西比利亞鐵道ト聯絡シテ世界ノ郵便線路ノ要部トモナルヘク殊ニ該鐵道ハ即チ韓國ニ於テ物產最富饒ナル三南地方ヲ貫キ其ノ首都タル京城ト其ノ最大貿易港タル釜山港トヲ接續セシムルモノナルカ故ニ其ノ韓國ノ利源ヲ開拓シ風氣ヲ啓發シ彼我國貿易上ノ利益ヲ増進スルニ於テ一日モ忽ニスヘカラサルノ經營タリ故ニ我カ經濟界ノ事情ニ因リ發企人等カ獨力其ノ經營ノ責ヲ盡ス能ハサルノ今日政府ハ宜ク暫定條約當時ノ精神ニ願ミ特別ノ保護ヲ與ヘ速ニ會社ノ成立ヲ助ケ線路ノ起工及竣工ヲ督勵スヘキハ急要忘ルヘカラサルノ責務ナルコトヲ信ス若京釜鐵道ハ海外ノ事業ニシテ會社ノ組織成立營業ニ付我カ商法及私設鐵道條例ノ規定ニ悉ク準據セシムルコト能ハサルノ事情アリ且國庫ノ補助ヲ與フルニ就キ其ノ監督亦尋常ノ規定ニ依ルヘカラストセハ政府ハ特別ノ條例ヲ設ケ此ニ準據シテ會社ヲ成立セシメラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔佐々友房君演壇ニ登ル〕

○佐々友房君(百四十二番) 此本案提出ノ趣意ヲ述ベマスル前ニ、少シ印刷ノ違ヒガアリマシタカラ訂正ヲ致シマス、此建議案中ニ「十五年」ト書イテアリマスノハ、全ク印刷ノ間違デ「十年」デゴザイマスカラ、其御積リテ御聽ヲ願ヒマス、此本案ノ大趣意ハ既ニ斯ノ如ク認メテ置キマシタカラ、皆サン御承知ト存ジマスケレドモ、一應其理由ヲ述ベマス積デゴザイマス、先ヅ此理由ヲ述ベマス前ニ當ッテ、京釜鐵道ナルモノ、沿革ヲ一應御話致シマシタガ、諸君ノ御協贊ヲ仰グニ附イテ都合ガ宜カラウト思ヒマスカラ、一應此沿革ヲ申述ベマスガ、此京釜鐵道ノ沿革ノ第一期ハ、二十七年ノ日清戰役ノ頃ニ當リマシテ、所謂暫定條約ナルモノガ出來マシテ、其暫定條約ノ大體ハ、京城釜山間、京城仁川間、此兩鐵道ハ日本政府又ハ日本ノ或ル會社ニ於テ之ヲ設立スルコトヲ許スト云フコトノ趣意デアリマシテ、其後二十九年ニ至リマシテ、此京仁鐵道ノ方ハ亞米利加人ノ所有ニ歸シマシテゴザイマス、併ナガラ我日本人ガ三十年ニ至ッテ、亞米利加人ヨリ之ヲ買收シタノデゴザイマス、又京釜鐵道ノ方ハ、二十九年七月ニ我國ノ發起人等ガ請願ヲ致シマシテ、三十一年九月ニ朝鮮政府トノ間ニ合同條約ヲ訂結シテ、其敷設權ヲ得タノデゴザ

イマス、ソレカラ昨年ノ二月ニ至リマシテ、發起人等線路ヲ踏查致シマシタガ、所謂線路ナルモノハ釜山ヨリ京城マデ凡ソ三百哩、其工事費ハ二千五百萬圓デアリマス、以上述べマシタノガ即チ京釜鐵道ノ沿革ノ大略デゴザイマスルガ、是ヨリ京釜鐵道必要ノ理由ヲ述ベヤウト思ヒマスガ、第一ニ京釜鐵道ノ必要ハ、此日韓兩國ノ交通貿易ニ便利ヲ與フルト云フコトガ第一デアラウト思ヒマス、諸君御承知ノ通、今日現在ノ有様デゴザイマス、我馬關カラ釜山ノ間ニ普通ノ商船會社ノ船デ參リマシテモ、僅十時間デ到着致シマスルガ、ソレカラシテ全羅道ノ南ヲ經マシテ、仁川マデ參リマスノニ附キマシテハ凡ソ四十時間、其間ニハ朝鮮海ニ一種ノ靄ガアリマシテ、大抵一航路毎ニ或ハ一日二日若クハ三日間モ空シク海中ニ漂フト云フヤウナコトガゴザイマス、然レニ此京釜鐵道ガ果シテ貫通シマシタ曉ニハ、釜山ヨリ京城ニ至ル三百哩、今内地デ行レテ居リマス所ノ此狹軌鐵道デ一時間平均二十哩ト致シマシテモ、十五時間、又京仁鐵道ノ如ク廣軌鐵道デ致シマシタ曉ニハ、十時間デ京城マデ參リマスカラ、即チ取モ直サズ我馬關ヨリ京城マデ二十時間未滿デ、到着スルヤウナ便利ヲ得マスノデゴザイマスカラ、從來ハ仁川カラ我馬關マデ殆ド三晝夜以上モ要スルヤウナ、迂濶極タル所ノモノト比較致シマス、又此貿易上ノコトカラ申シマシテモ、朝鮮ハ御承知ノ通マダ未開ニ屬シテ居リマスカラ、人口ノ統計總テノ點ニ於キマシテ、十分統計ハ舉リマセヌケレドモ、此人口統計ハ段々各國人ノ統計又學者ノ意見杯ガゴザイマシテ、區々ニナッテ居リマスケレドモ、大抵千二百萬人——千三百萬人ト申シマスノガ蓋シ間違ナカラウト思レマス、此朝鮮國ノ貿易ノ様子ハ極最近ノ統計表ニ據リマシレバ、昨年即チ明治三十二年——三十一年デス、三十一年ノ八月ノ總額ガ釜山港ガ六百九十一萬二千二百八十七圓、仁川ガ千九百六十三萬三千二百一十一圓、元山ガ四百九十八萬二千四百四十四圓、合計二千二百零七萬七千五百六十九圓、最近ノ貿易デゴザイマス、其内日本ト朝鮮ダケニ係ッテ居リマス所ノ貿易ノ額ガ、日本ヨリ彼國ニ輸入シマシタル所ノモノガ五百六十六萬八千九百六十一圓、又朝鮮國ヨリ日本ニ輸入シマシタル所ノ高ガ四百七十七萬六千八百八十三圓、合計千零四十四萬五千四百四十四圓、ト斯ウナッテ居リマス、ソレデ朝鮮國全體ノ貿易ノ高カラ申シマシテ、我帝國トノ貿易ガ半ヲ占メテ居リマスノデ、殊ニ此鐵道ハ朝鮮國ニ於キマシテ有名ナル所ノ三南地方ヲ經過シテ居リマス、此三南地方ト申シマス、諸君モ御承知ノ通即チ、全羅、慶尙、忠清ノ三道デゴザイマシテ、此鐵道線路ノ範圍ニ屬シマス所ノモノハ、朝鮮全國ノ戶口及生産力ノ凡ソ十分ノ七以上ヲ專有シテ居リマス所ノ有望ナル地方デゴザイマシテ、即チ朝鮮國ノ正身處ハ皆此地方ニ集ッテ居ルト云ウテ宜シカラウト思ヒマス、此ノ如ク日韓兩國ノ交通並ニ貿易ニ附キマシテ、至大ナル便

利ヲ得テ居リマスカラシテ、最モ此京釜鐵道設立ノ必要ノ第一ノ理由ト存ジマス、又第二ノ理由ヲ說明致シマスレバ、此朝鮮國ニ日本人ガドレダケ居リマスカト云フコトヲ茲ニ申シマス、凡ソ極最近ノ調査ニ據リマシテ、日本人ガ朝鮮ニ居リマスノガ一萬五千五百三十二人、其地方別ト致シテ見マス、釜山ニ六千二百八十人、仁川ニ四千三百二十八人、京城ニ二千八百二十八人、元山ニ千六百四十人、木浦ニ八百六十八人、鎮南浦ニ三百二十七人、平壤ニ二百三十三人、郡山ニ二百人、馬山浦ニ九十九人——斯ノ如ク日本人ガ朝鮮ニ大勢參ッテ居リマス、殊ニ此朝鮮ノ沿岸ニ於キマシテ日本ノ漁船ガ愛媛又ハ廣島、大分、山口、長崎、熊本アタリカラ漁船ガ夥シク參ッテ居リマスルガ、實際釜山港ニ於テ正當ノ手續ヲ致シテ居リマス者ガ凡ソ三千艘以上、又居出ノ手續ヲ致シマセヌモノガ又三千艘以上アラウト思レマス、一艘ニ附キマシテ大抵漁夫ガ五人ヅ、乘込シテ居リマスカラ、之ヲ六千艘ト假定致シマスレバ凡ソ漁夫ガ三萬人居ル譯デゴザイマスカラ、我日本人ガ朝鮮ノ陸地並ニ海上ニ居リマス者ガ、凡ソ四萬五千人ト見テ間違ハナカラウカト思レマス加之此各居留地ニ於キマシテハ、其病院、學校、寺院、教會、銀行、會社、新聞紙、總テ商工業ニ係リマス所ノ機關ガ備ッテ居リマシテ、最モ保護ヲ要スル十分ナル理由ハ其間ニ存シテ居リマス、又其資本ヲ投ジテ居ル所ノモノガ幾千萬圓アルヤ、殆ド知ラヌ程多數ニナッテ居ラウト思ヒマス、殊ニ此線路ガ京城カラ釜山ノ間ニ於キマシテ、殊ニ我國ノ人ガ多數居住シテ居リマス所ヲ貫通シテ居リマス鐵道デアリマスカラシテ、最モ此鐵道ノ必要ヲ感ズルノデアリマス、即チ我日本人ニ致シマシテ、布哇ノ如キ出稼人ヲ除キマシタ外、海外ニ二三万人以上正當ナル商人、正當ナル人民ガ出掛ケテ居リマス所ノ者ハ、決シテ朝鮮ヲ除キタ外ニゴザイマス、是ガ京釜鐵道ノ速ニ出來ナケレバナラヌト云フ第二ノ理由ト存ジマス、又第三ノ理由ヲ述ベマスレバ、御承知ノ通、朝鮮國ノ目下ノ有様ト申シマス、實ニ文學モ教育モ宗教モ其他出版トカ著作トカ云フヤウナ、苟モ此文明ノ資ニ供スベモノハ殆ド皆無ニ屬シテ居リマス、昔ハ我國ノ文明ノ資ヲ朝鮮ニ仰ギタト云フコトガアッテ、我日本ノ文明ハ殆ド朝鮮カラ輸入シタト云フコトニ歷史上ナッテ居リマスガ、之ニ比較ヲ致シマス、實ニ今日ノ朝鮮ノ有様ト云フモノハ、殘念至極ノ有様ニナッテ居リマス、シテ見マス、我國タルモノハ宜シク歷史上カラ申シマシテモ、又近年日韓ノ間殊ニ親密ヲ加ヘテ居ル、前年ノ攻守同盟ノ位置ニ立チマシタ關係カラ申シマシテモ、ドウシテモ此交通機關ヲ早ク完全ナラシメテ、朝鮮國ニ於テ文明ノ扶植ヲ企テルト云フコトハ、我國民ノ最モ希望スル所ノ殆ド義務デアラウト思レマス、又彼ノ國ニ於キマシテハ、餘程利源財源ニ富ンデ居ル國デアリマシテ、所謂金山ナリ銀山ナリ銅鐵其他漁業總テ經濟上ノ元資ニ富ンデ居ル國デアルト云フコトハ、是レ亦諸君ノ御承知ノ通デゴザ

イマスカラ、此際ニ於キマシテ交通機關ヲ敏活ナラシメテ、サウシテ其民ヲシテ十分富強ノ途ヲ拓カシメマシテ、以テ此善隣ノ途ヲ明ニスルト云フコトハ、是亦我日本人ノ責務デアラウト存シマス、第四ノ理由ハ此鐵道ニシテ貫通致シマシタ曉ニハ、遂ニ義州ヲ經テ彼ノ東清鐵道マデ聯絡接續スルト云フコトハ、是レ亦期シテ待ツベキコトデアリマスカラ、果シテ斯ノ如キコトニナリマシタ日ニハ、御存ジノ通北支那即チ滿州一體ノ地ハ今日餘程寂寥ヲ感ジテ居リマスルシ、又彼ノ亞比利亞地方ノ人煙稀薄ナル所モ、此鐵道ノ貫通ヲシタルガタメニ、餘程商業上ノ發達ヲ來スト云フコトハ、是レ亦論ヲ俟タヌコト、思ヒマス、ツレカラ第五ノ理由ヲ申述ベマスレバ、此歐羅巴亞細亞ノ大幹線ト爲ル利益ガアリマセウト思ヒマス、シテ見マスレバ此鐵道ト云フモノハ獨リ日韓兩國ノタメノミナラズ、又朝鮮ノ文明ノタメノミナラズ、朝鮮國バカリノ經濟ノタメノミナラズ、是ヨリ將ニ東西兩洋ノ間ノ交通機關、即チ大幹線ト爲ルベキ資格ヲ備ヘテ居ル鐵道デアラウト思ハレマス、御存ジノ通從來我日本ヨリ歐羅巴ニ航行致シマスルニ附イテハ、印度洋地中海カラ參リマシテモ、少クモ我橫濱ヨリ佛蘭西ノ馬塞耳ヲ通ツテ、歐羅巴ノ中心タル巴里マデ參リマスルニ附イテハ、四十五六日ハ費サナケレバナラヌ、又今度ハ巴里カラ大西洋ヲ渡リマシテ、亞米利加ヲ經テ我日本ニ歸航致シマスルニシマシテモ、是レ亦ドウシテモ二十八九日若クハ、三十二三日間ヲ要シナケレバ、連モ此交通ハ出來マセヌ、然ルニ今將ニ露西亞ニ於テ晝夜拮据經營シテ居リマス所ノ、彼ノ西伯利亞鐵道ガ貫通致シマシテ、此東清鐵道又ハ滿州鐵道トモ申シマスル所ノ、即チ滿州ノ野ヲ橫切ツテ彼ノ大連灣若クハ浦潮斯德ニ到著シマシタ曉ニハ、凡ソ歐羅巴ノ中心即チ巴里カラ致シマシテモ、浦潮斯德又ハ大連灣マデ十五日間ヲ到達致シマセウ、ツレニ此京釜鐵道ガ延長致シマシテ、サウシテ東清鐵道ト接續ヲ致シマシタ日ニハ、即チ歐羅巴カラ我日本マデ到著致シマスル所ノ日數ガ凡ソ十七八日乃至二十一二日間ヲ到達致シマスルコト、思ハレマス、果シテ斯ノ如クナリマスレバ、私ノ申上ダタ所ノ歐羅巴亞細亞兩大陸ノ大幹線ト申スコトヲ申シタノハ、決シテ是ハ壯言大語ニアラズシテ、事實ト爲ルニ相違ナイ、斯ノ如ク東西兩洋ノ大貫通ヲ致シマシタ日ニハ、是ヨリ生ズル所ノ貿易、是ヨリ生ズル所ノ文運ノ進歩、恐ラクハ今日ヨリ殆ド思ヒ半ニ過ギルヤウナコトニナラウト思ヒマス、是ハ私ハ京釜鐵道必要ノ第五ノ理由ト存シマス、是ヨリ京釜鐵道速成ノ時期ノ點ニ附イテ御參考ニ申上ダヤウト思ヒマスガ、或ハ吾々ノ議論ヲ以テ成程君ノ議論ハ宜シイト、必要ハアルケレドモ、如何セン今日ハ經濟上ノ不振デアアル、我國經濟ノ狀況ガ許サヌカラト云フ議論ガアリマセウト思ヒマス、是ハ一應尤ナコトデアツテ、私等モ亦其事情ヲ知ツテ一應尤ト思ヒマスケレドモ、如何セン茲ニ我國經濟上ノ不振ト云フコトニ對シテ躊躇サレナイ事情ガ此間ニアツテ存シマスノデアリマス、其理由ト云フモノハ外デハナイ、即チ此合同條約ナルモノハ、此

合同條約ノ本文ニモゴザイマスル通、是ハ條約締結ノ日ヨリ三箇年ヲ經過シテ起工セザルトキニ於テハ、全ク條約ハ無効ニ屬スルト云フコトガゴザイマス、即チ來年三十四年ノ九月ニ至ツテ、全ク此期限ハ廢滅二期スルノデゴザイマス、ツコデ若シ此際著手ヲシナケレバ、遂ニ折角得タル所ノ權利モ是ガ消滅致シマスカラ、實ニ事情已ムヲ得ザルモノト思ヒマス、又或ハ來年ノ九月マデ期限ガアルナラバ、本年ノ冬ノ議會ニデモ持出シタナラバ宜カリサウナモノ、何ゾ今期ニ限ラヌデハナイカト云フ論者モ亦アリマセウ、是レ亦一應尤ノヤウデアリマスケレドモ、茲ニモウ一ツ諸君ノ御參考ニ供シタイコトハ、此朝鮮ノ地タルヤ内地ヲ旅行サレタ諸君ハ御承知デゴザイマセウガ、餘程困難ナコトハ極是ハ小サイヤウナコトデゴザイマスケレドモ、一ノ端ノ害ガアル、彼ノ恙ト云フ字デアリマスガ、朝鮮デハ「ピンレー」トカ申シマシテ、コイツガ餘程人ヲ苦メルヤウデアツテ、戰爭ノトキ杯ハ兵營ニ居リマスレバ、隨分此蟲位ハ何デモナイガ、平常ノトキニ於テハ餘程旅客ハ困難スルモノデアツテ、往々朝鮮内地ヲ旅行シタル者ハ皆此事ヲ熟知シテ居ルノデゴザイマス、併シ此蟲位ハ構ハナイト云フテモ、モウ一ツ困リマスノハ、八九月頃ニナリマスルト、霖雨ガ激シウゴザイマシテ御存ジノ通り朝鮮ハ生レタ儘ノ國デアリマシテ、殊ニ山林ハ荒廢シテ居リマスカラ、少シノ雨ガ降リマシテモ直チニ小サイ所ノ溪流ガ、洪水氾濫ノ觀ヲ呈スルト云フヤウナ朝鮮ノ有様デゴザイマスカラ、先ヅ七八月ノ候ハ測量モ何モ出來ナイト言ハザルヲ得ヌ、又搗テ加ヘマシテ、十二月中旬カラ二月ノ中旬頃マデハ、是ハ河水ガ氷結致シマシテ、實地測量等ヲ爲スニハ甚ダ困難ヲ感ズルコトデゴザイマス、斯ノ如キ困難ノ事情ガゴザイマス、果シテサウトシマスルト、六七八九及十二、一二ノ此七箇月ヲ除去リマシタ日ニハ、一箇年中僅カ五箇月ダケ外、仕事ヲスル時間ガゴザイマセヌ、サウ致シマスルトドウシテモ今度此議會ニ於テ、此決議ヲ致シテ而シテ實地ニ著手ヲ致シマセヌトキニハ、到頭此京釜鐵道ノ權利ト云フモノハ、空シク空文ニ歸シ去ルト云フコトニナルデアリマスカラシテ、ドウカ此邊ハ餘程諸君ハ御參考ニナリマシテ、此京釜鐵道ハ一日モ忽ニスベカラザルコトヲ御察知アラントコトヲ希望致シマス、ツレカラ此建議文ノ末項ニ書置キマシタ通り「簡短々々」ト呼フ者アリ「簡短ニヤリマスケレドモ、モウ少シドウゾ」此組織上ニ附キシマテモ御話ヲ致スコトガアル今迄海外ノ鐵道ノコトハ是ガ始テ「ゴザイマス」尤モ京釜鐵道ハ是迄日本ノ東京ニ本社ガアリマシテ、合資會社デ商法ニ依ツテヤツテ居ルサウデゴザイマスケレドモ、此京釜鐵道ニ附キマシテハ、將來政府ハ如何ナル監督ヲ致シマスルカ、吾々ノ希望スル所ニ依リマシテハ、是ハ特別ノ監督特別ノ保護ヲ要スル譯デゴザイマスカラシテ、ドウモ今マデ日本ノ商法又ハ私設鐵道條例ニ據リ難イ所ノ事情ガ

アラウト思ハレマス、就キマシテハ之ヲ如何ニシテ宜シイカ、此建議案ニ認メ
マシタ通、特別ノ條例ヲ拵ヘナケレバドウモ宜シクアルマイト思ヒマス、我
國ニ於キマシテハ斯ノ如キ例ガ少ナイノデ、朝野共ニマダ研究中ト思ハレマ
スガ、吾、ト雖モ茲ニ立派ナ立案モゴザイマセヌガ、唯彼ノ露西亞ト支那ト結
ビマシタ所ノ東清鐵道、即チ滿州鐵道竝ニ中國鐵道公司等ノ條款坏ハ、頗ル
參考ニナルベキモノト思ヒマスルガ、是モ一々條款ノ全文モゴザイマス
ケレドモ、成ルタケ簡單ニ申シマス、大體ハ支那人ガ社長デゴザイマシ
テ、露西亞人ガ副社長、其他建築ノ方法ハ露西亞ノ鐵道規則ニ依ルト
カ、又露西亞ノ大藏省ニ提出シテ始テ其事ガ成立ツトカ、種々ノ法則ガ
ゴザイマシテ、我が當局者ガ特別ニ條例ヲ設ケマスルニ附キマシテハ、
所謂此東清鐵道ノ規則、「カシニ」ノ條約等ハ餘程參考ニナルベキモ
ノト思ヒマスガ、餘リ是ハ長クナリマスカラ一々辯シマスヌガ、是ハ當局
者ノ參考ニモナラウカト思ヒマスカラ其端緒ダケヲ茲ニ辯シマス、大抵以上
述ベマシタ通、京釜鐵道ノ沿革竝ニ其理由其他組織等ノコトニ於キマシテ
モ、一應述べ盡シマシタカラ諸君モ御諒察デアラウト思ヒマスガ、一體我日
本國ノ朝鮮ニ對シマスル所ノ位置ハ、諸君ノ御存ジノ通、第一朝鮮ノ獨立
ヲ扶植スルト云フコトハ、我國ノ輿論デゴザイマシテ、先年來此目的ニ向
テ一直線ニ進行シツ、アルノデゴザイマス、ウレデ唯朝鮮ノ獨立ヲ實
申シマシテモ、畢竟此經濟上ノ根底ヲ堅クセヌ限ニハドウシテモ獨立ノ實
ヲ舉ゲラレナイモノデゴザイマス、ウレデ此コトニ附イテハ我暫定條約ノ趣
意ニモ十分含マレテ居リマスシ、又明治二十九年八月莫斯科ニ於テ山縣「ロバ
ノフ」ノ議定書中ニモ、此意ヲ表明シテ居ルノデゴザイマス、又同年ノ五月
十四日京城ニ於ケル所ノ小村「ウエバー」ノ覺書ニハ、明文コソゴザイマセ
ヌケレドモ、亦此意ヲ含シテ居ルニ相違ナイ、殊ニ明治三十一年四月二十五
日我東京ニ於キマシテ「西「ローゼン」ノ議定書ノ第三條ニ、露西亞帝國政
府ハ韓國ニ於ケル日本ノ通商及工業ニ關スル景況ノ大ニ發達セルコト、同國
ニ於ケル日本國臣民ノ多數ナルコトヲ以テ、日韓兩國間ニ於ケル商業上及工
業上ノ關係ノ發達ヲ妨害セザルベシト明ニ認メテアリマス、斯ノ如ク朝鮮ニ
對シテハ最モ利害ノ關係ノ密接ナル所ノ露西亞ニ於キマシテモ、斯ノ如ク明
明地ニ認メテ居リマス以上ハ、其他ノ英吉利ナリ、佛蘭西ナリ、獨逸ナリ、
亞米利加ナリ、我邦ガ朝鮮ニ對スル地位ヲ承認シテ居ルト云フコトハ、固ヨ
リ議論ヲ須ヒヌコトデゴザイマス、業ニ既ニ諸外國ノ關係ハ斯ノ如クナツテ
居リマスル、又我内地ノ輿論ヲ見マスルト云フト、全國ノ新聞異口同音ニ之ヲ
唱道シテ居リマスル、又我邦ニ於キマシテモ屈指ノ紳商達ハ、悉ク之ニ同意シ
テ居ルノデゴザイマス、殊ニ此議場ニ於キマシテモ、諸君ト物ニ依リマシテ
ハ實ニ意見ヲ異ニシテ反目スルニモ拘ラズ、此問題ニ於キマシテハ斯ノ如ク

諸君ト同ジク提出ヲ致シマシテ、各黨各派ノ差別ナク、此提出者此贊成者ト
云フ者ハ、即チ滿場一致ト云フヤウナ有様デゴザイマスカラ、此京釜鐵道ノ
事タルヤ、實ニ内外ノ輿論寸毫モ疑フベカラザルコト、信シマス、一體此暫
定條約當時ノ有様ハ、御存ジノ通朝鮮ト日本ト攻守同盟ノ地位ニ立ツテ居リ
マシテ、一旦ハ支那ト干戈相見ルノ慘劇ヲ見マシタケレドモ、今日ニ於キマ
シテハ彼ノ支那モ全ク一ノ良友ト爲テ了リマシタカラシテ、今日ハ我國ト朝
鮮ト當初ノ交情ヲ益々温メマシテ、サウシテ此目的ヲ達シマスト云フコトハ、
最モ吾々ノ希望スル所デゴザイマシテ、此事實ヲ舉グルニ附キマシテハ、即
チ此鐵道ヲ貫通シテ彼我ノ情交ヲ通ジ、文明ヲ扶植スルト云フコトハ、最モ
今日ノ急務ト存シマス、以上述ベマシタ通ノ次第デゴザイマシテ、是カラ斯
ノ如キ事情デゴザイマシタナラバ、政府ハ此輿論ニ對シマシテ、即チ此滿場
一致ノ輿論ニ對シマシテ、即チ京釜鐵道會社ニ特別ノ保護ヲ與ヘマシテ、該
會社ノ成立ヲ助ケ、此目的ヲ達センコトヲ希望致シマス、何卒滿場一致ヲ以
テ即決アラントコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) ドウカ本案ハ提出者ノ演說モ長クナリマシテ、
能ク分リマシタカラ、滿場一致ヲ以テ贊成シヤウト思ヒマスカラ、ドウカ直
チニ可決アラントコトヲ希望致シマス

○贊成々々「ト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附キマシテハ滿場御異議ガナイト認メマシテ、
宜シウゴザイマスカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセヌカラ原案通決シマス、議事日程ノ
第二十一、多度津港開港ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、堀家
虎造君

第二十一 多度津港開港ニ關スル建議案(堀家虎造君外四名提出)

多度津港開港ニ關スル建議案

香川縣多度津港ハ南海四州ノ要津ニシテ瀬戶内海ノ中央ニ位シ一輩帶水ヲ
經テ中國ニ連絡シ船舶出入ノ頻繁ナル關西屈指ノ良港ナリ而シテ本港ニ接
近セル地方ノ產物ニシテ海外ニ輸出スルモノヲ舉クレハ麥稈眞田、竹細工、
團扇、花筵、紡績、生絲、食鹽、米穀、木綿及水產製造品等ニシテ年々百
三十三萬圓餘ヲ下ラス其ノ需用國ハ支那朝鮮及英米等ナリ又輸入品ハ米
穀、肥料、砂糖、石油、織物、綿、洋鐵ノ類ナリ元來本港ハ長崎門司神戸等ト
對比スル港灣ニシテ旅客ノ出入スル者毎年三十萬人以上ニシテ一等測候所
アリ一等郵便電信局アリ水難救濟所アリ其ノ他船舶司檢所アリ港灣ノ要具
悉ク備レリ且本港ハ新設第十一師團ヲ去ル僅々三哩ニ過キスシテ丸龜市ニ
接續シタル商業最繁盛ノ地ニシテ讚岐鐵道モ亦本港ヲ起點トシテ高松ニ達
シ又琴平ニ至ル且四國新道ハ已ニ開通シテ高知、德島、愛媛ニ達スル便アリ

交通運輸ノ利アル四國咽喉ノ要地ト稱スルモ敢テ過言ニ非サルナリ。今ヤ開港進取ノ國是ニ基キ大ニ開放ノ主義ヲ採リ客年勅令第三百四十二號ヲ以テ五港ノ外ニ二十二箇所開港場ニ指定セラレ猶又同年十二月二十八日備後國系崎港ヲ追加セラル誠ニ邦家ノ爲一大進歩ヲ示シタルモノニシテ我カ國貿易ノ前途發達期シテ待ツヘキナリ然ルニ獨リ多度津港ハ此ノ恩典ニ漏レ貿易上不便尠カラサルノミナラス將來實業上ニ至大ノ關係ヲ有シ貿易ノ閉塞アラムコトヲ恐ル抑本港ハ他ノ貿易港ト比較シ其ノ天然ノ地勢ニ於テ其ノ物產ノ輸出入ニ於テ決シテ優劣差等無キヲ信ス故ニ政府ハ速ニ本港ヲ以テ開港追加ノ公布アラムコトヲ望ム

右建議ス

(堀家虎造君演壇ニ登ル)

○堀家虎造君(二百六十二番) 諸君、唯今日程ニ上ツテ居リマスル多度津港開港ニ關シマスル建議案ハ、本員共ノ提出ニナリマシタルモノデゴザイマスカラ、聊簡短ニ提出ノ理由ヲ述ベヤウト存ジマス、諸君モ御承知ノ通、我帝國ノ將來ノ國是トシテハ、第一ニ貿易ヲ盛ニスルコトハ、諸君モ御同感デゴザイマセウ、是非トモ我邦今日ノ急務ハ貿易ヲ盛ニスルガ一番急務ト信ジマス、貿易ヲ盛ニスルニハ勢ヒ港ヲ開イテ、大ニ門戸ヲ開放スルコト云フノ必要ガアラウト存ジマス、御承知ノ通我國ハ四面環海ノ國デアリマシテ、貿易ニハ至ツテ便利ナ地勢デゴザイマス、將來ハドウカ世界ノ貿易市場トシテ、我國ハ大ニ貿易市場ニ最モ適當ナ場所デゴザイマスカラ、貿易ノ發達ヲ企圖シナケレバナラヌコト、存ジマス、我國ハ御承知ノ通戰後ノ計畫ト稱シテ、軍備ノ充實ハ出來マシタガ、之ニ伴ウテ富國ノ策ノ充實スル共ニ、富國ト強兵トハ相伴ハナケレバナラヌコト、信ジマス、一方ニハ必ズ生産的ノ事業ヲ起シテ、國民ノ富ノ度ヲ増スト云フコトハ、諸君ト共ニ努メナケレバナラヌコト、存ジマス、此貿易港ヲ開クト云フコトニ附イテハ、諸君モ御承知ノ通、御反對ハナイコト、存ジマス、政府モ是ヲ見ル所ガアツテカ、昨年勅令三百四十二號ニ依ツテ彼ノ五港ノ外ニ、二十二港ハ現ニ開港場トシテ指定セラレテアルノデゴザイマス、其二十二港ハ駿河國清水、或ハ尾張國武豐、伊勢國四日市、下ノ關、博多、唐津、其他丁度二十二港ノ開港場ヲ指定セラレテアルノデアル、既ニ實施サレテ居リマス、昨年備前國系崎ヲ追加スルコト云フコトヲ本院ニ於テ可決ニナツテ、既ニ昨年十二月系崎港モ此三百四十二號ニ追加シテ、開港場トスルコト云フ勅令ガ出マシテゴザイマス、此勅令第三百四十二號ノ精神ハ無論我國將來ノ貿易事業ノ發達ヲ企圖スルコト云フガ目的デ、矢張門戸ヲ開放シテ大ニ貿易ノ便利ヲ與ヘ、各地方所謂門戸ヲ開放スルコト云フ趣意カラ出テ、是等ノ二十二港ノ開港ヲ許シタ譯デアアル、此勅令ノ精神カラ見マスレバ、無論此建議案ノ多度津港ノ如キハ、此二十二港ニ比較致シタナラバ、無論是ハ這入ラナケレバナラヌ資格ノ港デアアルノデス、諸君ハ御承知ノ御方モアリマセウ、又御承知デナイ御方モアルカ知リマセヌガ、多度津

港ハ關西ニ於テ屈指ノ良港デゴザイマシテ、彼ノ博多、門司、馬關、長崎、神戸アタリノ港ト實ニ相對シマシテモ優劣ノナイ港デゴザイマス、神戸ヨリ長崎ヘ御出ニナル御方ハ必ズ此港ニ寄港セラル、ノデ、毎日船舶ノ通ジマスコトハ非常ニ澤山ナ船舶ガ之ヲ寄港スル譯デゴザイマス、段々諸君ノ中ニハ四國ニハ一ツモ開港場ト云フモノガナイノデ、唯今ノ申上ゲタ如ク九州ニモ博多トカ段々門司ニモ此頃開港場ニナリマシタケレドモ、四國ハ一箇所モ開港場ガナイノデ、詰リ四國タケハ封鎖サレテ居ルト云フヤウナ有様デアリマスカラ、宜シク此ハ開放シナケレバナラヌコト、存ジマス、此港ニシテ、如何ナル物ガ輸出セラル、カ、如何ナル物ガ輸入セラル、カト云フコトヲ、一ツ申上ゲテ置キタウゴザイマスガ、此地方カラ輸出スルモノハ、麥稈眞田、竹細工、團扇、華筵、紡績、生絲、食鹽、米穀、木綿及水産製造品ガ多イノデ、輸入品ハ米穀、肥料、砂糖、石油、織物、綿、洋鐵ト云フヤウナモノガアリ、輸出セラル、ノデゴザイマス、ツレ等ノコトニ附キマシテノ詳細ナコトハ此建議案文章デ悉シク書イテゴザイマスカラ、便宜ノタメ速記録ニ議案ノ文章ヲ掲載スルコト云フコトニ致シテ置キマスカラ、是等ニ就イテ御了承ヲ願ヒタイノデ(贊成々々)ト呼フ者アリ)ドウカ本案ヲ委員ニ付託セラレテ、十分ノ御審査アラントヲ希望致シマス

明治三十一年調 香川縣多度津港

輸出ノ部

計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

輸入ノ部

品名	數量	金額	重ナル仕入地
米	二、八〇〇	二八、〇〇〇	印度
肥料豆粕	二、三〇〇	二九、九〇〇	支那
石	一〇五、〇〇〇	二四、一五〇〇	米國、露國
砂糖	二九、七〇〇	二〇、七九〇〇	香港、獨逸
織物	一、〇〇〇	七〇、〇〇〇	英、米
フランネル織物	一三、五〇〇	三三、七五〇	英、米
朝鮮大豆類	五、〇〇〇	四五、五〇〇	英、米
洋鐵類	四一、〇〇〇	三五、〇〇〇	朝鮮、米
南洋京芋類		三八、〇〇〇	支那
洋酒及藥品類		五八、九三七五	支那
合計		一、三三〇、九二五	支那、英、朝鮮、米、獨逸

○議長(片岡健吉君) 本案ヲ九名ノ特別委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、此委員ハ議長ガ指名シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ議長ガ指名致シマス、次ハ議事日程ノ第二十二盲啞教育ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二十二 盲啞教育ニ關スル建議案(野尻岩次郎君外六名提出)

盲啞教育ニ關スル建議案

盲啞教育ノ普及ヲ圖リ且之カ施設ノ完備ヲ期スルハ目下甚必要ナリト信ス政府ハ宜ク其ノ方法ヲ案シ議會ニ向テ提出アラムコトヲ望ム
右建議ス

(野尻岩次郎君演壇ニ登ル)

○野尻岩次郎君(四十九番) 諸君、私共盲啞教育ヲ盛ニシタイト云フ考ヲ起シマシテ、此建議ヲ提出致シマシテゴザリマス、ドウカ諸君ノ御賛成ヲ仰ギタイ、誠ニ簡短ニ申述ベテ置キマス、近頃我國民ノ思想ハ教育ニ向ッテ注ガレテアリマシテ、其結果トシテ大學高等學校乃至各種ノ專門學校設立ノ建議ト爲リ、又政府ヨリ設立ノ發案ニナリマシタモノモ少カラヌ譯デゴザリマス、併シ此慈善的ノ事業トシテ、此盲啞教育ノ如キ、不具者ヲ憫ムト云フヤウナモノニ至ッテハ、政治社會ニ於テ忘ラレテアルガ如ク思ヒマス、私ハソレヲ遺憾ニ思ウテ、此建議案ヲ提出致シマシタノデゴザリマス、目下我國ガ此盲啞教育ノ模樣ハ如何ニナッテ居ルカト云フコトヲ見マスルト、先般文部省カ

ラ配付ニナリマシタ、第二十六年報ニツレニ據ルト、學齡中ニ於テ學校ニ於テ修業スル者ハ、盲目ニ於テ三十三人、啞ニ於テ百六十一人、合テ百九十四デゴザイマス、而シテ全國ノ學齡中ノ盲啞ノ人間ハドノ位アルカト云フト、九千三百八十人トカゴザイマス、之ヲ按分比例ニスルト百人ニ附イテ二人ト云フ有様デ、殆ド無教育ト云フヤウナ有様ナデス、而シテ此全國ニドレタケノ學校ガアルカト云フト、東京ニハ盲啞學校ガ一ツアリ、京都ニハ市立ガ一ツ、各府縣ニ於テ私ニ立ッテ居ルノ私立ノ盲啞院ガ八ツバカリゴザリマス、其中東京ノ官立學校並ニ京都私立ノ如キハ、稍見ルベキモノガアリマスガ、後トハ微々タル一ツノ私塾ニ過ギヌデゴザイマス、殆ド左様ナ譯デ無教育ト云フヤウナ譯デゴザリマス、是等ハ教育スルコトガ出來ヌナラバ已ムヲ得ヌノデゴザリマスガ、相當教育スル道ヲ附ケレバ、幾何カ人間タルノ職分ヲ辨ヘル智識ヲ得、又獨立シテ衣食ノ途ヲ營ム、技藝ヲ習フコトモ出來ルノデゴザリマス、ソレニ向ッテ一番政府ガ獎勵シタナラバ、大ニ前途盛ナルヂヤラウト思フ、前年亞米利加ノ「ベル」ト云フ電話ヲ發明シタ博士ガ我國ニ參リマシテ、其觀察ヲ述ベテ曰ク、日本ハ大ニ百般ノコトガ進歩シタガ、最モ進歩シナイノハ慈善事業デアル、殊ニ盲啞ノ教育ニ至ッテハ最モ著シイト云フコトヲ言ッタサウデス、此亞米利加ト云フ國ハドウナッテ居ルカト云フチウト、彼ノ國ニ於テ盲啞ニ關スル學校ノ數ハ百四十八アル、而モ國費ハ四百五十萬圓カラモアッテ——主ニ國費カラ立ッテ居ルト云フコトデアル、斯ウ云フ風ナコトハ市町村立或ハ府縣立デアルト云フコトハ、ドウシテモムヅカシイ譯デアッテ、ドウシテモ幾分カ國費カラ之ヲ手傳ッテヤラナケレバ盛ナコトハ出來ナイ、詰リ此問題ノ求ムル所ハ——歸著スル所ハ、國庫ガ此盲啞教育ニ向ッテ幾千カ世話ヲシテ補助ヲ與ヘルト云フコト、竝ニ今日ハ誠ニ盲啞ノ學校ハ皆無ト云フモ宜シイカラシテ、將來各地ニ起ル學校ニ對シテ教員ノ不足ヲ補フ所ノ途ヲ少シ講ジナケレバナラヌ、右様ナ考デゴザイマスガ、私モ餘リ此問題ニ就イテ經驗ハ有シマセヌノデ、若シ委員ニデモ御付託ニナリマスレバ、ソレデ十分御調査ヲ願ヘバ大變満足デゴザイマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 此案ニ付イテ委員付託ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シマシテ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、此際諸君ニ御諮リスルコトガアリマス、山田莊左衛門君ガ母ノ病氣看護ノタメ今日ヨリ二週間ノ請假ヲ申出ラレマシタガ、許シマシテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス——議事日程ノ

第二十三、香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二十三 香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案
(林喬君外一名提出)

香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案

香川縣山林地價ハ他縣山林地價ト比較スルニ頗ル均衡ヲ失セリ政府ハ速ニ同縣山林地價特別修正法案ノ提出アラムコトヲ望ム
右建議ス

(林喬君演壇ニ登ル)

○林喬君(二百九番) 本員ハ當建議案ヲ提出致シマシタ一人デゴザイマス
ノデ、此說明ヲ致シマスルガ、モウ餘程時間モ經テ居マスノデ、甚ダ諸君
ニ對シテ御氣ノ毒千萬デゴザイマスルガ、此建議案ヲ出シマシタノハ餘程理
由ガ多クゴザイマスルデゴザイマスカラ、暫クノ間ハ御忍ビテ願フテ、御清
聽ヲ請ヒタイト存シマス、先ヅ此香川縣ノ地價ガ鄰府縣ト比較對照ヲ致シマ
スルノニ、斯ノ如ク高クナツタ申シマスル原因、即チ舊藩ノ制度ノ場合カ
ラ一應順序トシテ申上ゲヤウト存シマスルガ、香川縣ノ藩制ノ場合ニハ、小
林ハ人民ニ之ガ所有權ヲ移サナカッタノガ即チ制度デゴザイマス、然ルニ元
ノ檢地臺帳ヤ何カニ山林ガ殘テアルカト云フコトガ、何ガタメニアルカト
申シマスレバ、是ハ全ク畑地ニ開墾スルタメニ、藩主カラ開墾ノ條件ヲ附
ケテ拂下ヲ願フタト申スノガ、即チ根元ノ原因デゴザイマス、而シテ其山林
ノ拂下ヲ願ヒマシメタ地所ガ幾ラデアルト申シマスレバ、元ト是ハ即チ三枚折
四枚折五枚折ト斯ク稱シ來タノデアル、其三枚折五枚折ト云フモノハ何デア
ルカト云ヘバ、一般ノ地所ニ對シテ實際ノ測量ヲ致シマスレバ、五段アルトカ
三段アルトカ四段アルトカ云フヤウナ都合ニナツテ居ルノデアル、ソレデ之
ヲ三枚折トカ四枚折トカ五枚折トカ申シ來ツテ、今日マデアルノデアル、然
ルニ此明治六年改組以來、頓ニ此地價ヲ高ク致シタト云フコトハ、全ク其
當時扱ツタ所ノ官吏ガ甚ダ粗漏ノ取調ヲシタノデアル、此事ニ就シマシテハ
既ニ大藏省カラモ縣廳ノ收稅長ヘ向テ、取調方ヲ命ジテ來タト云フコトモ、
本員等ハ仄ニ承ツテ居ルコトガアルノデアル、其當時扱ツタ官吏ハ如何デア
ルカト云ヘバ、現在今日式夫デアル、此官吏ニ向ツテ收稅長或ハ當時ノ知事
アタリカラモ取調ヲシテ、手續書杯ヲ徴シタト云フコトモアルノデアル、全
ク其當時ハ心得違フ致シタノデ、如何ニモ香川縣ノ山林地主ニ對シテハ何ノ
申譯一言致スコトハナイ、所謂竹槍席旗トデモ云ウテ命ヲトルトマデ追レバ、
私ハ決シテ辭シハ致サヌ甘シテ之ヲ受ケルト云フマデノ決心ヲ有ツテ居ル
ノデアルト唱道致シタト云フコトハ、吾々事實トシテ確ニ聞キ得テ居ルノデ
アル、又香川縣ノ當時ノ知事、即チ現在ノ貴族院議員ノ勅選議員トシテ今ニ
居ラレル小畑美稻君杯ハ、能ク承知ヲシテ居ル、又谷森眞男貴族院議員ナリ、

或ハ柴原君アタリモ、貴族院議員トシテ現在香川縣ノ知事ヲ奉職セラレテ居
ル人ガ、香川縣ノ山林ノ地價ガ甚ダ不權衡デ、特ニ高イト云フコトハ誠ニ氣
ノ毒デアルト云フコトハ、ドノ知事トシテモ香川縣ヲ愛媛縣ノ制度カラ割イ
テ、分縣以來ト云フモノハ殆ド十人ノ知事モアリマスルガ、其交渉ニ變ル
度ノ知事ガ誠ニ驚クベキハ、香川縣ノ山林ノ地價ノ高イトコトデアルト云フコ
トハ、イツモ申傳ヘテ居ルノデゴザイマス、サウシテ或ル場合ニ本員等モ
或ル場合デ聞イタコトガアル、現在小畑君ハ勅選議員トシテ香川縣ノ知事ニ
御出タノデアル、其場合ニ吾々ハ田畑地價ノ修正ヲ常ニ唱道シテ言ツタノ
ニ、貴族院ハ何時モ本院ガ滿場一致決スルニモ拘ラズ、貴族院ノ方デ
ハ反對ヲサレル、其反對ヲスル御一人ハ即チ小畑君、アナタモ其御反對ノ人
デアルガ、ソレハ勅選議員トシテ爲サルハ仕方モナイガ、此香川縣ノ山林地
價修正ニ對シテハ如何ナル御考ヲ有ツテ居ルカト云フコトヲ、吾々ガ尋ネタコ
トガアルノデアル、其當時先生ハ此事ハ前々知事アタリカラ、始終引續キハ
希望ヲ達スルコトニナルデアラウカラ、今暫クノ間ハ忍ンデ吳レト云フヤ
ウナコトニ言ツタノデアル、ソレカラ後ニ至ツテ段々縣廳等ヘモ追ツテ見
ガ、何時モ取調中デアルトカ何トカ云フコトニ託シテ、今日マデ此結構ヲ見
ルコトハ出來ヌノデゴザイマス、而シテ諸君モ御承知ノ通、香川縣ハ即チ我
國四大島ノ一、即チ四國ノ一隅ニアリマスル所ノ一縣デゴザイマス、此四
國四縣ニ於テハ敢テサウ地質アタリノ違ヒハナイノデゴザイマス、地質モ違
ハズ致スノニ、殊ニ此四國四縣カラ比較ヲ致シテ見マシテモ、諸君ノ御手許
ヘ委細ハ——理由ノ說明等ハ御同回ヲ致シテアリマスル通、四國三縣即チ香川
縣ヲ除イテ外三縣ト比較ヲ致シテ見ルト、斯ノ如ク不同ガアルノデゴザイ
マス、又此四國ノ向ヒニ當ル所ノ中國徽州、淡路即チ兵庫縣全部、廣島
岡山、彼ノ地方カラ較ベテ見マシテモ、大シタ差デゴザイマス、又日本一
道三府四十餘縣ニ比較致シマシテモ、殆ド五倍若クハ六倍ヲ占メテ居ルト云
フヤウナ都合ニナツテ居ルノデアル、而シテ香川縣ノ山林ハ如何デアアルカト
云ヘバ、彼地方ヘ御出ニナツタ諸君ハ御分リノコトデアラウト思フ、山トシ
テ見ルベキモノ、森トシテ見ルベキモノ、林トシテ見ルベキモノハ、實ニ罕
ナノデアル、實ニ官有林若クハ寺社ノ境内社寺上地林ト云フ如キモノハ、或
ハ立木モ森々トシテアルガ、其他ハ皆孰モ山骨ヲ現シテ居ルノデアル、如何
デアアルカト云ヘバ、香川縣ニハ常ニ材木デモ其他薪炭デモ、統計上カラ御覽
ジテ分ル、内務省ノ報告例デ縣廳カラ出シテアル統計デ、四國ノ統計鄰府縣
ノ統計ヲ繙イテ見テモ、香川縣ハ決シテ樹木材木薪炭ト云フモノハ這入ツテ
來ルモノハ這入ツテ來ルガ、薪一ツモ他ヘ出タト云フコトハナイ、ソレニモ
拘ラズ、或ハ我鄰縣ノ愛媛トカ、或ハ高知アタリト云フモノハ、諸材木ハ四國
中ノ本場トマデ稱シテモ、敢テ本員アタリハ謬言デハアルマイト思フ、是ハ
統計ノ上デ能ク分ツテ居ル、他ヘ澤山輸出シテ居ルト云フコトハ實際ノコト

デゴザイマス、此地租が違フト云フコトハ實ニ八倍モ違フト云フコトハ、誠ニ私ハ厭シテ居ルコトが更ニ出來ナイ、甚ダ斯クナルモノハ、吾々ハ國ノ責務トシテ大ニ訂サシケレバナラス、ト私ハ信ズルノデアル、デ、香川縣アタリデハドウデアルカト云ヘバ、瀬戸内魚漁ハ多イガ、炭ヂヤノ、薪ヂヤノ、横類ト云フモノハ殆ド少イノデアル、ソコデ一般三歲ノ子供モ唱道シテ居ル、魚ハ山デ買ヘ、薪ハ濱デ買ヘト云フコトハ、子供モ唱道シテ居ルノデアル、却テ薪アタリト云フモノハ餘所カラ來ルニ依ッテ、濱ヘ往ッテ買フノガ山邊ヘ往ッテ買フヨリ廉イ、又香川縣ニ相當ノ家屋ヲ控ヘテ居ル所ノ家ヲ御覽ナサシ、孰モ改竄竈ト稱ヘテ悉ク唐人竈デアル、ソコデ其唐人竈トシテ薪ヲ焚カズシテ石ヲ焚イテ居ルノデアル、悉ク石ヲ他ニ仰グ、是ハ統計ノ上カラ見テモ能ク分リマス、薪ヲ焚クノハ却テ高クタイテ到底オツ附カナイカラソレヨリハ九州ノ豊後地方カラ仰グ所ノ、石炭ヲ以テスル方ガ優ッテ居ルト云フノデ、悉ク改竄竈トシテアルノガ實際ノ證據デゴザイマス、又石炭ノ輸入ノ上カラ見テモ、人口ノ上カラ見テモ、統計上カラ能ク議論シテ見テモ分ルノデアル、サウ云フ實際ノ實例ニナッテ居ルノデゴザイマス、然ルニ斯ノ如キモノヲ其儘ニシテ置キマスと云フコトハ、甚ダドウモ國ノ責務トシテ私ハ抛ッテ置ケヌト思ヒマス、果シテ此分ガ私ハ高イトハ申サヌカモ知レナイ、十分ニ政府ハ十分ニ此事ヲ調査ヲセラレテ不當デアルト云フコトナラバ、正當ニ之ヲ私ハ直スガ當然デアルト思フ、故ニ滿堂ノ諸君モ御賛成ニナッテ、一應此事ハ委員會ヘ御託シニナッテ、十分審議セラレンコトヲ希望致シマスノデゴザイマス

○工藤行幹君(二百七十九番) チョット提出者ニ質問致シマス、私ハ外ノ質問デハゴザイマセヌガ、香川縣ノ地價修正ノコトハ御陳辯デ分リマシタガ、唯私ノ疑フ所ハ、此提出ニナッテ所ヲ見ルト、香川縣ヨリマダ高イ所モアル、ソコデ大變不釣合ニナッテ、然ラバ此議場ハ國ノ議場デアルカラ、一般ニ高イ所ハ直シ、或ハ低イ所ハ上ゲヤウト云フ一般ノコトヲヤラズ、唯香川縣ノ一ツダケ直セバ満足セラル、譯デゴザイマスカ、又一般現地價ノ不公平ヲ直サウト云フ御考デアルカ

○林喬君(二百九番) 工藤君ニ御答致シマス、高イ所ガゴザイマスレバ、一般ニヤルト云フコトハ決シテ本員ハ反對致サヌノデアル、賛成ヲ大ニ表スルノデアル

○工藤行幹君(二百七十九番) 併シ此建議案ヲ見ルト、香川縣ダケ修正スレバ宜イト云フヤウニ見エマスガ

○林喬君(二百九番) 本員ハサウ云フ他府縣ノ處マデ十分ニ取調ヲ致シテ居ラヌノデアル、唯香川縣ノ分ガ不當デアルト云フコトヲ調ベテ居ルノデアルカラ、他ニサウ云フ不當ガゴザイマスレバ、私共ハ賛成ヲ致シマス

○高岡忠郷君(百二十二番) チョット御尋致シマス、唯今ノ所ハ鄰縣ニ比較致シマスレバ、其縣ニ限ッテ高イカラ下ゲタイト云フ建議ノヤウデゴザイマ

スガ、然ラバ何處マデノ程度マデ下ゲマスルト満足ニナリマスカ、若シ程度ガナイト此建議ノ價直ガナクナルト思フ、建議ノ精神ガナクナルト思フ故ニ、香川縣ニ於テハ他ニ比較シテ、ドレダケ下ゲネバナラヌト云フノデスカ

○林喬君(二百九番) 程度ハ先ヅ德島ガ東ニアリ、西ニ愛媛ガゴザイマスルデス、ソコデゴザイマスカラ、何處マデ往ッテモ規矩準繩ニ當テ、ヤル譯デモアリマスマイカラ、先ヅ德島ナリ愛媛ナリ折中シタモノガ出來サヘスレバ、私ハ敢テ不都合デハアルマイト思ヒマス

○西村淳藏君(二百七十八番) 免ニ角委員付託ヲ本員ハ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託説ニ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 委員ニ付託スルコトニ致シマシテ、其委員ハ議長ガ九名指名致シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、定足數ヲ缺イテ居ルト認メマスカラ、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シ、議事日程ヲ報告シテ、今日ハ散會シヤウト思ヒマス、其前ニ諸君ニ御注意致シテ置キマスルガ、會期モ餘程切迫致シマシタニ、委員會ガ展々定足數ニ充タナクシテ成立タナイコトヲ認メルノデアリマス、其中ニハ此在外國帝國專管居留地特別會計法案、斯ウ云フモノハ此法案ガ可決ニナレバ、豫算ヲ出サンナラヌト云フヤウナモノモアルサウデアリマスルカラ、ドウゾ時刻ニ必ズ遅レナイヤウニ御出席アラフコトヲ希望シテ置キマス、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國字國語國文ノ改良ニ關スル建議案

提出者 根本 正君 星 亨君 安藤龜太郎君

門脇 重雄君 佐々 友房君 箕浦 勝人君

宇品港開港ニ關スル建議案

提出者 根本 康三君 宮原 幸三郎君

製鋼事業獎勵ニ關スル建議案

提出者 堀田 連太郎君 井上 角五郎君 佐々 友房君

賣藥印紙稅規則廢止法律案

提出者 根本 正治君 安藤 龜太郎君 齋藤 卯八君

君賣藥規則中改正法律案

提出者 根本 正君 安藤 龜太郎君 齋藤 卯八君

刑法中改正法律案

提出者 安藤 龜太郎君 高須賀 穰君 根本 正君

農業振興ニ關スル建議案

提出者 鈴木儀左衛門君 高津 雅雄君

印紙稅法中改正法律案

提出者 星 松三郎君 重野 謙次郎君 田口 卯吉君

井上 信八君 雨森 菊太郎君 青木 正太郎君

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

委員長 岡田 龍松君 理事 梶野 敬三君

舊神官配當祿處分法案

委員長 稻垣 示君 理事 佐藤 伊助君

水產銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案外一件

委員長 首藤 陸三君 理事 林 元 俊君

特別委員左ノ通指名セリ

市町村立小學校教育費國庫補助法案

中村 榮助君 工藤 行幹君 高木 正年君

星 松三郎君 市島 謙吉君 中田 彌平君

山本 幸彦君 根本 正君 金井 貢君

裁判所及臺灣總督府法院共助法案

星野助左衛門君 鯨島 相政君 鞍谷 清慎君

大塚 成吉君 德差 藤兵衛君 三田村甚三郎君

高須賀 穰君 後藤 文一郎君 青柳 四郎君

商法施行前ニ登記ナキ株式會社ノ登記ニ關スル法律案

武弘 宜路君 佐藤 通代君 山田 武君

加藤 六藏君 初見 八郎君 持田 直君

鐵道營業法案外二案

鈴木忠兵衛君 重岡 薰五郎君 和波 久十郎君

多田 通君 出水 彌太郎君 麻生 太吉君

田口 卯吉君 木村 誓太郎君 佐治 幸平君

降旗 元太郎君 木村 格之輔君 佐藤 宗彌君

江藤 新作君 武市 彰一君 多田 作兵衛君

小田 貫一君 村野 常左衛門君 石井 鼎君

重野 謙次郎君 上條 謹一郎君 土井 平左衛門君

遠洋漁業獎勵法改正法律案

大村 和吉郎君 門馬 尙經君 佐々木 正藏君

大津 淳一郎君 富永 隼太君 藤 金 作君
武市 庫太君 高津 雅雄君 佐久間 國三郎君

孤兒法案

犬飼 眞平君 寺田 彦太郎君 秋保 親兼君

富田 仙助君 橫山 富次郎君 草刈 武八郎君

橫山 通英君 有馬 要助君 村瀬 庫次君

家祿引直處分法案

佐伯 誠一郎君 首藤 陸三君 森本 確也君

鹽路 彦右衛門君 岡本 松太郎君 千田 軍之助君

關 信之介君 恆松 隆慶君 石黑 涵一郎君

社寺上地林處分法案

出水 彌太郎君 福田 久松君 加藤 六藏君

高岡 忠鄉君 西村 眞太郎君 瀧口 歸一君

長瀬 清一郎君 阿部 孫左衛門君 林 彦一君

多度津港開港ニ關スル建議案

井上 角五郎君 堀家 虎造君 宮崎 榮治君

宮井 茂九郎君 板東 勘五郎君 田邊 爲三郎君

盲啞教育ニ關スル建議案

野尻 岩次郎君 田村 順之助君 齋藤 和平太君

申本 康三君 安部 井磐根君 森川 六右衛門君

小松 喜平治君 佐藤 清君 雨森 菊太郎君

香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案

林 喬君 小林 乾一郎君 植木 致一君

新開 貢君 井上 源衛君 野間 五造君

三輪 傳七君 秋山 元藏君 堀尾 茂助君

議長(片岡健吉君) 明日ハ開會ヲ致シマスルガ、今御尋ノ議事日程ノ報告
ガ整ヒマセヌカラ、後刻公報ヲ以テ御報告ヲ致シマス、是ニテ散會ヲ致シマ
ス

午後四時四分散會